

平成24年12月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5番	三宮十五郎	6番	早川公二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

伊藤正信議員が所用のためおくれるという報告がありましたので、報告します。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、平野広行議員より、質問の資料として配っていただきたいという要望があり、これを許可し、各位のお手元に配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

順次、発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行です。

おはようございます。私、3回目の一般質問ですが、初めて1番で質問させていただくことができまして、大変喜んでおります。

実は11月の末に、私、奈良のほうへ出かけまして、信貴山と橿原神宮を参拝しました。そのときにおみくじを引いたんです。そうしましたら、1番が出ました。そのみこさんも、1番はなかなか出ませんということでしたので、これはひょっとしたら今度の一般質問、1番が当たるんじゃないかなあと考えておりましたところ、本当に当たってしまいました。本当に今、大変爽やかな気持ちでありますので、市側の答弁のほうも爽やかにお願いをいたしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

まず第1番目、プレミアムつき商品券の発行についてお伺いいたします。

古きよき昭和の時代、弥富町、そして十四山村時代、商店街はにぎわい、商店には活気が

みなぎっておりました。しかし、平成の時代に入り、各種の規制緩和が進み、大型店の進出、さらにはディスカウント店の進出によって、商店は衰退の一路をたどりました。20年前、4軒あった発展会も、現在は実際に活動しているところはなく、5軒あったシール会も現在2軒となっています。また、商工会の商業部員数も20年前は440名、10年前369名、そしてことしの9月30日の時点では282名となっています。長引くデフレによる消費者の可処分所得の減少により消費は冷え込み、また東日本大震災がもたらした経済への影響は、被災地はもとより、我が弥富市の企業にも直接、間接を問わずに及んでおります。自粛等により消費に対する停滞ムードが出ておりましたが、震災後1年半が経過し、自粛ムードも解け、ことしの夏も旅行を中心に消費の拡大が徐々に取り戻されつつありましたが、将来の消費増税やヨーロッパ不安、中国問題を前に、将来に対する不安により、消費者は本来の姿である動かない姿を取り戻しつつあります。この動かない消費者をどう動かすか、これが鍵であります。

このようなとき、弥富市では、緊急対策事業として消費者の生活支援を図り、地元での消費拡大を図ることで、地域経済の活性化に役立てることを目的としたプレミアムつき商品券の発売をしてはどうでしょうか。

他市でもよく行っておりますが、例えば1万円で1万1,000円の買い物ができる商品券であります。前段で述べましたように、弥富市内では小売店の発展会組織もなく、商工会を中心に活動するより方法がありません。また、いわゆる商業部としての小売店、大型店での利用だけではなくて、工業部の建築業、水道工事店、理容店、建具店、不動産、学習塾、あるいは自動車修理業等も幅広く利用できて、市民の皆様にも、どこでも何でも使えて、これは便利だと思われるような方法で行えばよいと思います。詳細については、市側と商工会、そして販売店の三者で話し合えばよいことでもあります。例えばきんちゃんプレミアムつき商品券として、地域経済の活性化を図ってはどうでしょうか。

弥富市近郊では一宮市、稲沢市などが行っていますが、一番近い稲沢市で実情を伺ってきました。市民からの評判もよく、1回目が1億円、2回目1億5,000万円、私が伺ったとき、ちょうど3回目の発売のときでしたが、2億円ということで販売をしておりました。このようなプレミアムつき商品券ですので、ぜひお願いをしたいと思います。

そして、これに関しまして、市議会のほうに愛知県商工会連合会及び弥富市商工会より陳情書が出ております。これは県内の62商工会の会長さんが一堂に会しまして、平成24年度商工会長会議において満場一致で決議した資料でございます。ちょっと読ませていただきます。

商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充ということでもあります。

1点目、商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充、2点目、中小企業の経営支援の強化、3点目、官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保、4点目、地域全体の事業者による地域貢献を推進するための条例制定、5点目、商工会組織存続に対する配

慮。この5点が陳情書として、私ども弥富市だけでなく、全ての市町に出ていると思います  
が、愛知県商工会連合会から出ております。

こういったことを踏まえて、弥富市としては、プレミアムつき商品券の発売に対してどの  
ように考えてみえるのか。これ、ぜひ市長からお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えする前に、議員にお許しをいただきまして、一言御挨拶をさせ  
ていただきます。

きょうは朝早くから雪降りという大変な天気になっております。皆様方におかれましても、  
また市民の皆様方におかれましても、お出かけの際、あるいは車の運転には十分気をつけて  
いただきたいということをまずもって御挨拶がわりにお話をさせていただきます。

さて、平野議員の御質問に対してお答えを申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、日本を取り巻く経済環境は、円高、デフレというような状況の  
中で大変厳しい状況に置かれていることは、今私が申すまでもないわけでございます。

2008年のリーマンショック以降、消費不況というのは当たり前ようになってしまって、  
前年の数値を割っているのが現状でございます。また、経済環境の厳しさという状況の中で、  
個人所得も大幅に減額になっているわけでございます。

このような状況の中で、今、消費税増税ということも考えられているわけでございます。  
2014年には8%、あるいは15年には10%という形の中で増税の計画が流れておるわけでござ  
います。

こういう状況になって、ますます商店街を取り巻く環境は厳しくなるだろうということを  
予測するわけでございます。また、消費者の消費マインドというのはさらに冷え込んでしま  
うという状況を容易に想像することもできるわけでございます。

今、衆議院選挙が行われるわけでございますけれども、最大のテーマは景気対策というよ  
うな状況でもあろうかと思っております。日本の経済をどのように取り戻すかというような  
ことも含めて、景気対策がそれぞれの党から真剣に議論をされているところでございま  
す。まずは景気対策を最優先に、国のほうにおきまして進めていただきたい、そんな思いで  
ございます。

さて、市といたしましても、商工会の皆様方の事業運営については、さまざまな財政的な  
支援をさせていただいているのが現状でございます。つい先日におきましても、商工会の会  
長ほか役員の皆様方と来年度の商工会に対する行政のあり方ということについて協議を重ね  
てまいりました。商店街の活性化、そして消費生活者の購買行動を活性化するということ  
については、お互いの共通の認識でございます。そのような状況の中で、私のほうからプレミ

ラム商品券というものを一度考えてみたらどうだろうということを提案させていただいたところでございます。

先ほど平野議員からもお話がございましたように、近隣の先進市町の中においてもこのようなプレミアム商品券を既に発行していただいております。そういう状況を、私たち行政、そして商工会の皆さんと一緒に研修をし、協議を重ね、できるだけ早い機会にこのプレミアム商品券の実行をしていきたいというふうに考えておるところでございます。議員の皆様におかれましても、この考え方に御協賛いただきますようお願い申し上げて、私の答弁といたします。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 市長より本当に力強いお言葉をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、この具体的なことにつきましてお伺いしますが、まずその前に、担当課長のほうから、このプレミアムつき商品券についての認識、この度合いについてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） おはようございます。

それでは、平野議員の御質問にお答えいたします。

プレミアムつき商品券事業、販売事業と申しますか、認識についてということでございますので、お答えさせていただきます。

プレミアムつき商品券販売事業などの事業を実施されている商工会議所、商工会などの商工団体は、地域経済の活性化、購買力の拡大、ひいては市民の生活費の一助にという思いのもと、この事業に取り組まれているものと思っております。

また、このプレミアムつき商品券の販売事業でございますが、先ほども市長が申されましたように、商工会の地域振興事業策の一つであるというふうに私どもも思っております。市といたしましても、引き続き商工会さんが取り組まれる事業の一つとして支援してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） それでは、私のほうから、少し他の市町、それとプレミアムの率がどの程度かということの御報告をさせていただきます。

まず、東京のほうですが、清瀬市というところでは、人口7万3,000人ですが、発行総額1億1,000万円、それから兵庫県養父市、人口2万6,000人で1億6,500万円、埼玉県鴻巣市11万8,000人で1億3,800万円、群馬の伊勢崎市20万人で3億円、埼玉県川越市34万6,000人で3億3,000万円、豊橋市37万6,000人で5億5,000万円、福岡県では県全体で取り組んでお

りまして、80億円ということになっております。

そして、プレミアム率ですが、大体が10%で行っております。ただ、15%、それから20%というのが最高でありまして、20%のところは熊本県の甲佐町、人口は少なくても1万1,000人ほどですが、ここはプレミアム率が20%ということで行っております。

そして、こういった補助事業をやった上で、当然のことながら成果報告書、こういったものが必要であります。川越市の成果報告書がございますので、読ませていただきます。

まず市側としての成果報告です。商品券の発行事業は、消費創出効果、地域経済の活性化に一定の効果があった。商工会側としては、新規の顧客の獲得、顧客とのコミュニケーション強化、売り上げ増の回答が全体の4分の3を占め、商品券事業は小規模小売店への消費誘導効果等、顧客と商店のつながりの支援策としては一定の効果があったと思われる、このような報告がなされております。

昔は、商店に人がいっぱい集まって、いろんな話をして、いい意味での地域形成がなされておりました。しかし、商店が姿を消しつつある今、社会においてもいろんな問題が起きています。特に子供については、いじめの問題であります。昔は学校教育、家庭教育、そして地域教育というものがありませんでした。残念ながら、この地域教育がほとんどなされなくなったと思っております。商店を中心として、地域の目としていろんな問題を見つけ、それを提起して、地域をよりよいものにしていくことが大事であると思っております。そこで、小さい商店をとにかく大事にしてほしいと私は思っております。

そして、今回のこのプレミアムつき商品券は市民の皆さんにも買い物の大きなメリットがあり、商店にもメリットがあります。プレミアムつき商品券の検討をしていただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次は湾岸地区の物流と弥富市の南北主要道路、つまり西尾張中央道、中央幹線、155号線についての質問をさせていただきます。

質問に入る前に、皆さんのお手元にこういった地図を配っていると思います。ございますでしょうか。ピンクで枠組みしてあるところが、今申し上げました西尾張中央道、中央幹線、155号であります。155号につきましては、点線部分が未着工ということで記してあります。

平成24年4月より鍋田ふ頭第3バースが供用を開始し、コンテナの取り扱い量が20%程度ふえる予想でありました。しかしながら、現状では、尖閣諸島問題に端を発し、対中国貿易が減少しております。鍋田ふ頭においては対中国貨物の取り扱い量は70%、台湾が13%、韓国17%となっており、中国貨物の取り扱いがほとんどであります。24年の9月末現在においてコンテナの取り扱い量は対前年比10%程度の伸びにとどまっておりますが、22年、23年度と100万T E Uのコンテナ取り扱い量となっております。しかしながら、中国問題が解決すれば、約20%のコンテナ取り扱い量の増加が見込まれまして、年間120万T E Uの取り扱い

となります。

鍋田ふ頭のコンテナは40フィートが主流でありまして、それを運ぶトレーラーも大型トレーラーであります。現状においては、トレーラーは鍋田ふ頭を出て、楠1丁目から右折、または直進して飛島地内に入って、302号へ出て、名四へ出るルート。そして、楠1丁目を左折して、西尾張中央道へ出るルートが主流であります。さらには中央幹線へ出るルートもあります。しかし、平成25年3月末には西尾張中央道が鍋田ふ頭まで一直線に行けるようになり、西尾張中央道の交通量がかなりふえることが予想されます。この地図でござんいただきますと、赤いペンで矢印してあります。これがトレーラーの現状の流れであります。

現在でも、名四との接合部において、右折、左折するレーンが1車線しかありません。時間帯によってはかなり渋滞することがあります。この渋滞を避けた車が広域農道、または県道境政成新田蟹江線に入り、栄南小学校を挟む形で大量の車の進入が予想され、小学生の通学に危険が伴います。

また、今後、中央幹線の整備が鍋田地内で行われる際には中央幹線が通行どめとなります。これによって、また西尾張中央道に車が集中し、大渋滞が予想されます。これを解決するには、西尾張中央道と名四国道の接合部における北進車線の1車線拡幅が必要と考えております。地元の住民の方からもこの問題が提起されまして、栄南学区の区長会としてもこの問題の解決を市側に要望すると伺っております。

こういった湾岸地区下の物流ルートに関して、市側のお考えをお伺いしたいと思います。ぜひ市長にお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

弥富市の道路網、道路ネットワークについての御質問でございます。

御承知のように、私ども弥富市の道路ネットワークは東西、そして南北という形の中でしっかりと考えていく必要があるだろうというふうに思っているところでございます。東西に関しては、高規格道路、いわゆる高速道路を中心として、北のほうから東名阪道路、そして国道1号線、国道23号線、最近では大変利用の多い伊勢湾岸道路、そういったような道路が東西に流れておるわけでございます。

そして、課題なのは、御承知のように南北の道路、平野議員おっしゃるとおりでございます。私どもといたしましても、南北の道路につきましては、東のほうから西尾張中央道、そして市道の中央幹線、そして名古屋第3環状線という状況があるわけでございます。それぞれの東西の高規格道路に対して、どのように接合していくかというのが、まさに道路のネットワークを構築する上において非常に重要な課題でもあろうというふうに思っております。



西尾張中央道におきましては、先ほど平野議員からもお話がございましたように、平成25年3月には臨海道路という形の中での接合が決まりました。25年3月の供用開始というふうに聞いておるわけでございます。

また、私どもの市道中央幹線につきましても、今着々と南進という形の中で工事を進めさせていただいております。平成24年度終了時点では全工程の5割以上が供用できるというふうに思っております。この道路につきましても、財政大変厳しい状況ではございますが、基本的には西部臨海工業地帯の接続ということも含めまして、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

また、名古屋第3環状につきましても、御承知のように境のところまでが供用開始になっております。そして、今、県のほうといたしましては、国道23号線、間崎公園のところまでを事業認可していこうという形の中で、それぞれの地域における買収計画が持ち上がり、そして来年度から買収に入っていただくというような状況になっております。このような形で、西部臨海工業地帯をしっかりと支えていく道路網は我々としてもお願いするところでもあり、また市民の生活道路ということにおいても重要であろうというふうに思っております。

さらに詳細につきましては土木課長から答弁をさせますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今、市長さんから言われましたように、担当者、土木課長さんのほうから、現状における、まず交通量、それから道路の工事の進捗状況、それと今後の工事予定について伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、平野議員にお答えをさせていただきます。

まず最初に、交通量の御質問にお答えさせていただきます。

平成22年度の交通量調査のデータで、西尾張中央道に関しましては、昼の12時間におきましては1万3,707台で、1日あたりに換算いたしますと1万7,956台でございます。また、参考でございますけれど、国道302号の交通量につきましては、昼の12時間で2万3,015台、1日あたりにいたしますと3万1,273台でございます。

続きまして、工事等の進捗状況でございますけれど、先ほど市長がある程度お話しさせていただきましたけれども、西尾張中央道の南進の臨港道路につきましては、議員が配付されました資料の中で示されておりますように平成25年3月には暫定2車線の供用開始が予定になっております。また、当初に計画されております4車線化ですけれど、平成28年3月末に開通というお話をお聞きしております。

続きまして、名古屋第3環状線でございますが、伊勢湾岸自動車道から国道23号までの間、

約2.4キロでございますけれど、既に鍋田地区の約1キロは供用開始されているところでございます。その延伸であります境地区でございますけれど、現在、用地交渉が順次行われており、計画的には次の工事に着手していただけることになっております。

また、稻荷崎、中原、富島地区の3地区におきましても、説明会が終わりまして、現在用地測量が発注されているところでございます。それに伴い、来年度には用地を取得していきたいとお聞きしております。

最後になりますけれど、現在市が整備中でございます、市長が先ほど述べられましたように中央幹線道路でございますが、国道23号から伊勢湾岸自動車道区間が約3キロありますけれど、その半分、約50%が今年度には完了する予定になっております。引き続き未整備区間の早期完成を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 交通量等、今お聞きしまして、わかりました。

私もちょっと調べましたところ、大型車、小型車の混入率というのがございまして、西尾張中央道におきましても、302号におきましても大体か50%ということで、本当に大型車が多い、そういった道路であります。そしてまた、混雑度につきましても、西尾張中央道は0.6ないし0.8、302号の名四接合部におきましては1.5から1.6ということで、大変高い数字になっております。これも、今は楠1丁目から飛島のほうへ抜ける、そういったルートを利用しているため、こういったように302号のほうの方が倍近い交通量があるということになっております。しかし、将来的に西尾張中央道が一直線に鍋田ふ頭まで行くようになれば、こういった車両が大量に西尾張中央道に流れ込んでくる心配がありまして、こういった質問をさせていただきます。

そして、コンテナの取り扱い量を先ほど言いましたが、ナクトという会社ですね。積みおろし、荷受けの会社ですが、先ほど言いましたように、大体100万TEU、TEUというのは、20フィートのコンテナに換算した貨物の取り扱い量の単位でございます。そして、100万TEUが一旦おりのわけですが、これ輸入と輸出を合わせた数字でありますので、北進する場合はこれの4割、輸入のほうですね。これの4割ですので40万TEUが1年間に運ばれるわけですね。そうしますと、大体稼働率300日としまして、1日1,300台から1,500台の大型トレーラーが北進するということになっております。それが今は飛島のほうへ行っております。そして、取り扱い量が20%ふえると1,500台から1,800台、こんなようなことになりまして、これも本当に西尾張地方道、考えないかんという一つの材料でございます。

そして次に、先ほど申されました中央幹線が工事中の場合の迂回の対策ですが、これについて担当課長よりお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 中央幹線の工事中による迂回対策といたしましては、これまでも中央幹線の工事は行ってきております。それに対して、通行どめ、迂回等の協議につきましては公安委員会と常時進めておりますけれど、大型車両が市道を通行しないように案内看板等で誘導するとともに、西尾張中央道へ大型車両の通行が集中するのを避けるために、市から名港管理組合へ依頼を行いまして、愛知県トラック協会との会議の場で他の広域幹線道路への通行のお願いの話をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。

とにかく農道のほうに大型車が入らないように、そういう配慮をお願いしたいと思います。農道は大型車が入るようなふうにつくってありませんので、路肩なんかすぐ壊れますので、そのことについて、地域の方からも現状でも苦情が大変出ておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

続きまして、今後の中央道の交通渋滞緩和対策につきまして、名四との接合部、私、先ほど言いましたが、接合部の右折、左折車線についての見解を土木課長よりお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 西尾張中央道と国道23号線の交差点の部分につきましては、当初でございますけれど、今でも三重県方面の交通量が多いことから3車線、南側につきましては1車線で施行された経緯がありますけれど、北進の1車線では、時間帯によって渋滞を招く状況がありますので、車線数の増数は必要と考えているところでございます。

現在、他の路線においても道路事業が事業中であることから、将来的にはこれらの事業の進捗によって新たな交通の流れが生じ、交通動態が大きく変わる可能性があります。しかし、国道23号までの供用にはかなり時間を要すると思いますので、今後、臨港道路の供用開始により大型車両の交通量が増加して、渋滞が著しくなる状況になれば、県道のほうも優先順位が高くなり、整備することとなると思います。この件に関しましては、平野議員も県に足を運んでいただいて、交差点改良の事業化についての勉強をされたと県からお聞きしておりますけれど、市といたしましても、今後の交通状況を見ながら、今後、愛知県へ交差点改良の要望をしまいいりたいので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） どうもありがとうございます。

おっしゃられたように私も県のほうへ出かけまして、いろいろ調査いたしまして、県側からの回答も一応得ております。なかなか進まないというんか、そういうのが現状でございますが、交通渋滞が本当に発生すれば優先順位が高くなりますので、ぜひ北進のレーンの増幅を市側と県と一緒に進めてもらいたいと思います。

これに関しまして、あと時間が少しございますので、関連質問をお願いしたいんですが、議長、よろしいですか。

議長（佐藤高清君） よろしいです。

7番（平野広行君） 関連質問させていただきます。

中央幹線、弥富の市道ですが、これを利用して防災対策をしたらどうかという提案であります。中央幹線は、鍋田地内から大藤地区、そして桜地区へと続く弥富市の市道であります。弥富市内を南北に縦断する重要な道路であります。この道路を利用して、各地区において必要であると思われる箇所に津波からの避難ができる歩道橋を設置してはどうかと思います。いわゆる歩道橋といいますと2本の歩道橋をイメージされると思いますが、4本足の歩道橋であります。上の部分が避難所になるものであります。現在、西尾張中央道に設置してある2本足の歩道橋でも高さは5メートルあります。津波からの避難は十分であると考えております。例えば栄南地区においては三好の交差点、大藤地区においては松名、あるいは芝井の交差点、桜地区においては平島地内の穂波通線と県道新政成弥富線の交差点、これを考えております。こういった避難できる歩道橋のパンフレットもございます。

こういった考え方について市側の見解を伺いたいと思います。総務部長、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今、平野議員の考えてみえる歩道橋避難場所ということでございますが、防災側としましてはそこまで踏み込んだ考え方は持っておりません。ただ、津波対策といたしましては、栄南地区にも集会所を兼ねた1次避難施設を設けるといことと、他地区におきまして、市長が宣言しておりますが、十四山地区にも小・中学校に非常階段を設けて、津波対策に万全を期するという将来計画を持っております。道路の歩道橋にということまでは防災側としては考えておりません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） じゃあ同じ質問ですが、土木課長のほう、どのようにお考えでしょうか、道路として。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 同じく道路サイドにつきましても、歩道橋にそういう施設自体をつくるということは、やはり土地買収の問題もありますし、今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今のところ考えていないという回答でございますが、ぜひ考えていただきたいと思います。

冒頭申し上げましたように大変爽やかな回答をいただきまして、本当にありがとうございました。これにて質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして御質問させていただきます。

まず1点目、保育所についてです。

長年の市民の要求であった産後の3カ月からの保育所の受け入れが来年度より可能になって、この弥富市で、より子育てしやすくなる環境が拡充したことは大変喜ばしいことだと思っております。

ただ、国のほうの派遣法の規制緩和などにより、ここ十数年間で壊されてきた雇用状況で非正規雇用が大幅に拡大している。正規職員でも所得が下がって、苛酷な残業、そして若者の多くが所得が低いため、苛酷な残業のために結婚もできない。もちろん結婚できなければ、子供がふえない。超少子・高齢化社会ということを加速させておるわけでございますけれども、この問題に関しましては、国政が変わって、サービス残業や長時間労働をやめさせ、正規職員が当たり前という社会をつくらなければ、根本的な解決はしない、そういった問題ではございますが、現状ではそういった非正規化や低所得化により共働きをしなきゃいけない。それはもちろんのこと、さらに再就職が困難ということではなかなか仕事をやめられない。だから、生後間もない子供を預けてでも働かざるを得ない状況がふえてきています。

その時期に、今回、弥生保育所で生後3カ月から預けられると。ひので保育所に至っては6カ月から受け入れが可能になったということで、本当に子育てするなら弥富と言われる評価に恥じない、より子供を産みやすい環境を整えられたことに関しては、本当に素晴らしいことだと私は思っています。

その点において、保育所について4点ほど質問させていただきます。

11月広報などに3カ月保育や6カ月保育が告知されたかと思いますが、この間、その申し込みというのはどれぐらいありましたでしょうか。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

詳細につきましては課長より答弁させていただきますが、私は、子育てに関する基本的な考え方をちょっと述べさせていただきます。

赤ちゃんは、誕生から離乳が完了する1歳半前後まで日常の全てのことを親に委ねています。そのときに十分に守られ、安心感を与えられると、親に対する信頼感、安心感が培われ、生涯を通じた人間形成がなされると言われております。赤ちゃんにとって、お母さんのだっこが一番であります。また、病気のときは、お母さんと一緒にいるだけで病気がよくなることもあります。このようなことを共通の認識として持っていただき、行政支援は2次的なも

のと考えていただくことが赤ちゃん本位の考えであると思っております。したがって、そうした子育ての大事な時期にお母さんの愛情をしっかりと注いでいただきたいとの考えから、本市では満8カ月からの入所を基本としてまいりました。しかしながら、一方では、就労との関係なども配慮し、昨年度から弥生保育所で満6カ月から受け入れをさせていただきました。また、来年度はひので保育所も満6カ月、弥生保育所においては満3カ月に引き下げたところでございます。

具体的な那須さんの質問については課長より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

11月30日までにお申し込みがあった方につきましては、弥生保育所がゼロ歳児で6人ございましたが、そのうち4月からの入所で満3カ月が2人あり、6月からの入所で満3カ月が1人ございます。ひので保育所につきましては、ゼロ歳児で6人の申し込みがございましたが、全て満8カ月以上の申し込みでございました。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 先ほど部長からもありましたとおり、赤ちゃんはやはり親が見るのが本当にいい環境ではございますけれども、しかしながら、雇用の関係上、どうしてもそういう社会になっていないというところが、やっぱり国のほうへきっちりと自治体もこぞって上に上げていかなければ、国政を変えていかなければならない、そういう状況にあるということとは御承知のとおりで、2次的であるということでもありますけれども、まさにそのとおりだと私は思っておりますが、しかしながら、今の現状を踏まえると、どうしてもそんなような状況で、お母さんにとっても心苦しい状況になっているということは間違いないと思います。

今、弥生のほうで今度は3人と。4月が2人で、6月から1人ということで、ひのでのほうは8カ月ということでございましたが、結構6人・6人と、割と人数はおるといふことだと思います。

とりあえずこのような3カ月とか6カ月という状況で、今度ひのでや弥生でどれくらい定数がありまして、あと現状はどれくらいの受け入れが可能なのか、その辺をお聞かせ願いますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 定員の関係につきましてお答えいたします。

定員数につきましては、満何カ月までの児童が何人という定めではございませんで、各保育所、2歳未満児と2歳以上児に分けてございます。2歳未満児につきましては、ひので保育所、弥生保育所とも定員30人でございます。その定数の中で入所の受け付けをさせていた

だきたいと思っております。

現在のお申し込みでございますが、まず弥生につきましては17人、ゼロ・1歳児でございます。ひのてにつきましては、ゼロ・1歳児で14人でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ありがとうございます。

まだ受け入れがかなり可能ということで、本当に困っているお母さんに対して支援していくということは、行政にとって必要な力と思っておりますし、安心な子育てのサービスができるということはやはりすばらしいことだと思っております。

今回、生後3カ月から預けられる保育所は弥生保育所のみと。これは、弥富市の地形から、かなり北西の端っこのほうにあるということで、現実的に、例えば十四山や栄南など東南部に住んでいる方にとってはなかなか利用しづらい部分があるかと思えます。予算の問題とか、数カ月間限定という状況だもんですから、3カ月というのは、3カ月すれば6カ月になったりするわけだもんですから、期間限定ということで、全保育所で受け入れということはできないにしても、例えばひのて保育所など、比較的東南部からも通いやすいところで受け入れを可能にするとか、もしくは東南部からも通いやすいもう1カ所、受け入れを可能になるといった、地域差をなくすために市のほうではどのようにお考えでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 出産間もない児童の受け入れにつきましてはリスクも伴いますので、弥生保育所には看護師も配置して対応しております。したがって、全ての保育所で対応するのは難しいと考えておりますが、御指摘の地域性ということもございますので、受け入れの保育所の拡大についても順次考えてまいりたいと存じます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ありがとうございます。今後、そのように地域差をなくしていく方向ということで、大変心強い御言葉をいただきました。

もう1点は、冒頭申し上げたとおり、劣悪な、苛酷な雇用状況のもと、本当に労働条件も悪化しておって、現実的にはなかなか仕事が休めないという親御さんもいらっしゃる、余り休んでしまうと会社のほうから嫌な顔をされたりということで、子供が病気のときでも預かってほしいといった願いがあったり、または突発的な所用のため、ふだんは保育所を利用していないけれども、一時的に子供を預かってほしいという声もあります。そういう親御さんはどういうところに行かれるかということ、三重県の桑名市なんです、ウエルネス医療クリニックというところに病児保育や一時保育という施設がありますので、やむを得ずそこを利用していたという保護者の方からのお声をいただきました。市としては、今後このような一時保育や病児保育に対しての考え方はどのようなことをお考えでしょうか、お答えくださ

い。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 一時保育、病児保育につきましては、社会保障と税の一体改革の中で新たに制定されました子ども・子育て支援法にも規定が盛り込まれたところでございます。市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施するものとされたところでございます。

本市におきましても、今後、市民のニーズを踏まえながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、その計画に基づいて事業を実施していきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、法改正により、今後事業計画ということでございましたが、たくさんの方から御意見を伺った上でこういった事業計画は進められるということで伺っておりますけれども、どのような方法で市民の声を集めていくか、今後どのようにしていくかというのをお答え願えますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 市民のニーズの関係でございますけれども、来年度にニーズ調査というのを予定しております。それで、子育て家庭の方の御意見を伺いたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、ニーズ調査を行うということでございましたけれども、その集め方というのはやっぱりいろいろあると思うんですね。そういったものの現状はお考えでしたでしょうか。まだ決まっていない。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 調査の方法につきましては、21年のときに次世代支援計画を策定させていただいたときにやらせていただいた方法、就学前の児童、小学生を対象に前回は実施をしております。来年度におきますニーズ調査につきましては、今後そういったものを参考にしながら定めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういった形で、本当に市民に積極的に市から声を聞く姿勢が見られるということで本当に素晴らしいと思いますので、市民の皆さんの御意見を聞きながら、子育てのほうも充実していくことがベストだと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目、児童クラブにつきましてはですが、前回の9月議会に児童クラブについて質問させていただきました。今、現状、児童クラブで定数がいっぱいのところは今後定数をふやしていくということで御回答がございましたが、現在、どのような計画で定数増を考えられてい



ますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 現在、定員に余裕のない児童クラブや今後利用児童の増加が予定される児童クラブにつきましては、定員を増加させるための施設規模の拡充が必要となってまいります。将来の年齢拡大も視野に入れて考えていかなければならないと思っております。

実施時期につきましては、年齢拡大について国から示されたスケジュールによると、平成26年度に基準を条例で定め、27年4月から施行となっております。遅くともそれまでに整備していくという考え方をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、国の法令のもと、27年度までには拡充していくということでしたが、同じく、先ほどの9月議会で4年生以上の受け入れも今後行っていくという回答でしたが、これについても、同様に27年度ということの理解でよかったですでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 学年の拡大につきましては、これも、先ほど申し上げましたように子ども・子育て支援法に規定が盛り込まれ、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、実施するものとされたところでございます。受け入れ時期につきましては、同様に平成27年4月からの施行となっておりますので、本市におきましてもそのようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 国の法令を待ってということでしたが、やはり今、本当に雇用の関係上、子供を預けて働かなきゃいけないということと、児童クラブは、私、見学させていただいたんですが、本当に集団的に学ぶということで、成長する過程において大変すぐれていると思うんですね。特に今、時代の流れによって、なかなか兄弟が少ないというところで、家に帰ってもひとりぼっちでお留守番しなきゃいけないという状況をつくり出すと、どんな状況かという、家で一人でゲームをしていたりとか、そういう状況を見ていると、やっぱり子供の成長過程において余りいい環境とは言えないというところで、その点において、児童クラブは集団に学ぶところでございますので、他人とのコミュニケーションが図れるという点においても、成長の過程において大変いい影響があるんじゃないかと私は考えておるんですけれども、ですから、国の法令を待つんじゃなくて、定数に今現状余裕があるところも児童クラブの中にはございます。例えば十四山の西部の児童クラブなどは定数にかなりまだ余裕があったり、栄南の児童クラブに関しても余裕があると私は思っておりますけれ

ども、そういった本当に今すぐにでも受け入れ可能なところにおいては時期を早めていくことはできないのでしょうか、お願いします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 確かに今、定員に余裕のあるところもございますが、来年度には、先ほども申しあげましたように、事業計画を策定する前のニーズ調査を実施する予定でございます。実際に拡大した場合にどのぐらいの方が希望されるのか。そういった結果からニーズをしっかりと把握してから考えていきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） わかりました。ニーズ調査を踏まえてやっていただければいいかとは思いますが、現実に私の伺っている地域でも、市民の方から、今おじいちゃんが見ているんですけれども、今、3年生で児童クラブを利用しているそうなんです、その方が、今度学年が上がりますので、4年生になるというところで、なかなかおじいちゃんも送り迎えはいいけれども、ずっと見ているわけにもいかんもんですから、ぜひともそういう拡充をできるなら早くしてほしいという声もありますので、早急にやっていただけていいと思いますし、早急にやるといいこともあるんです。例えば早く行くことによって、早く問題点がわかってくるということで、早く改善できると。例えば27年度に一斉にやることになるとしても、その前に試験的にやられている場合は、それまでに準備ができるわけですよね。そういったことから、ニーズ調査をもちろん踏まえた上で、早急に行っていただくことが望ましいと思いますが、市長、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今、私ども弥富市における児童クラブは、全体で8カ所開設をさせていただいております。先ほど児童課長のほうから答弁をしましたように、若干の余裕、350名程度の定数に対して100名ぐらいまで受け入れられるという状況ではございます。しかし、先ほども課長が答弁いたしましたように、しっかりとニーズを把握して、それに対する対応を考えていかなきゃならないというふうに思っております。

今回、初めて子育て支援という状況の中で子ども・子育て支援法というのが制定をされ、そして来年の8月を目途に、国民会議という状況の中で審査があるわけでございます。国のさまざまな要求ということに対しても、我々としてはどのように応えていかなきゃならないかということが新たな課題としても出てくるだろうというふうに思っております。そんなような状況も踏まえながら、しっかりと我々としては対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） まさに、やはり今子育てしている方の声を伺って、進めていくことが一番ベストだと思っておりますので、その点においても早急に行っていくということでございますので、強くお願い申し上げまして、次の最後の質問に移らせていただきます。

3点目、学校の施設整備においてですが、来年度から日の出小学校が開校するという予定でございますが、災害時においても避難所となるということで、地域住民にとって心強いものとなっていることは本当にありがたいと思っておりますし、当然ながら、新しい学校なので、より充実した施設、環境が整っておるということでございます。ただ、その一方で、今現在、温水シャワーもない、職員用の洋式トイレは一つもなかったり、児童用の洋式トイレも高学年のところは全くない。もしくは数が少ない。女子トイレなんか、あるうちの1つしか洋式になっていない。そういった学校もあります。教育関係者のお話を伺う中で、この時代の流れの中で家庭に和式のトイレがほとんどないということで、1年生に上がってきたときにトイレの使い方から教育するというので、こういったケースもあるということで、全国的にはトイレを我慢することによって腹痛の原因になったり、残念ながら失禁されるということで、ややもすれば不登校の原因にもなってくるということも聞いております。

トイレだけに限らず、ほかにも、例えば大藤小学校ではグリーンサンドじゃないということで、運動場に石が多いからけがをしやすいと。取り除いても取り除いても、やっぱり下から石が出てきてしまうので、何とか改善してほしいという声も伺っていたり、十四山の東部小学校は体育館として今利用している公民館があるんですけども、この公民館は床に穴があいていたり、シロアリに食われて雨漏りもしているという状況で、やっぱり老朽化対策や環境の整備がおくれている学校も多いということで、その点において市側も努力されて、年々少しずつ改修していつている。例えばトイレの洋式化もかなり急いでいるところでございますけれども、徐々に徐々にしか行われていないものですから、なかなか格差が埋まっていけないということなので、この際、例えばトイレの洋式化や温水シャワー、先ほど申し上げた老朽化の部分に関して、早急に予算をつけて、来年度一気に行うということは考えられないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 那須議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の弥富中学校につきましては平成20年に建設されておりますが、その他の9つの小・中学校につきましては、半数以上の建物が1970年代に建設されたものでございます。この10年間ほどにつきましては、市の重要施策の一環としまして、大規模事業でございます校舎の耐震補強事業や弥富中学校、日の出小学校の新築工事が続きまして、既存の学校設備の改修がおくれていることは認識をしております。多くの校舎につきましては30年以上が経過しておりますので、建物自体の老朽化はもちろんのこと、先ほど那須議員が言われましたように、

トイレの洋式化のおくれなど、改修しなければならない箇所が多くあることも承知をしております。

しかしながら、既存の施設の適正な維持管理に努め、できる限り長期にわたり活用しなければならないことも重要でございます。

今年度で日の出小学校の建設工事が完了しますので、今後につきましては、トイレの洋式化を初め、小・中学校の改修に努めてまいりたいと考えております。

また、早急に改修を行うことは可能ではないかという御質問でございますが、限りある予算でございますので、文部科学省の施設の大規模改修等の補助事業も活用しながら、順次計画的に改修してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 限りある予算ということで、本当に厳しいと言われておりますけれども、なるべく無駄なところは削って、早急に急がれる部分に関して予算をつけていく方法はやっぱり市の努力によって改善されていくんじゃないかと私は思いますが、やはり現状、本当に、例えば職員用のトイレが一個もなかったりすると、職員が和式のトイレが利用できないような状況、例えば足をけがしたりとかになったら、どこでするんですかということになってきますし、本当に数が少なかったりすると、放課が短いこともありまして、本当にトイレに行けなくなっちゃうんじゃないかということもあるので、そういったところはぜひとも今後急いでいただきたいと。

予算に関しても、例えばトイレを一つ洋式化するのにどれくらいのお金が必要なのかということで考えてみますと、市の予算を考えていけば、そんなに大きな負担がかかるとは思えないんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） トイレ自体の、例えば和式を洋式便器にかえること自体はそんなに多額な費用は発生しないと思いますが、配管等の関係、それとトイレのブースの、これまで和式ですとスペースが多分1メートル真四角程度でございますので、そういったブースも変更等がございますので、これは参考でございますけど、他の市町のほうでございますと、当然男女別、例えば3階ですと、1階から3階まで男女別にトイレがございますので、そういったものをすべて洋式化した場合、1,000万単位の費用がかかるというふうに聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 全て改修するとそのようになるかもしれませんが、今、本当に数が少なかったり、全くなかったりする部分においては早急に急いでいただきたいということで、なるべく安くできるような方法で今後改善していただきたいと思っています。

続けます。もう1点は、学校の体育館の天井や照明器具の落下防止対策、これ防災の観点も踏まえた上でなんですけれども、もし地震が起こるといような、いざというときに避難所になるわけですね、体育館というのは。そういったところが地震によって天井が落下したり、照明器具が落下していたら、いざというときにも使えないということになります。この点において、天井の補強や落下防止対策は必要だと私は思っておりますが、市のほうではどのような見解でございましょうか。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校の施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす場でございますとともに、先ほど議員言われましたように、災害時には地域住民の避難場所になる重要な施設でございます。学校施設の構造体の耐震化につきましては、弥富市の場合は基本的には終わっております。それに加えて、非構造部材の耐震化、先ほど議員が言われましたように、天井材、照明器具、外装材の落下防止、それとガラスの飛散防止、こういったものを早急に進めるように文科省は求めております。

現在、弥富市の学校教育施設の非構造部材の耐震化につきましては、ガラスの飛散防止フィルム以外は進んでいないのが現状でございます。特に避難所となります体育館につきましては、今後、専門家による建物調査、改修計画の提案を踏まえまして、先ほどの教育環境の質的变化、トイレの洋式化など、そういったものを含めて、今後計画的に財政状況を勘案し、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後調査してということでしたが、しっかりとその調査において、費用の部分も厳選した上で、本当に地域の安全のかなめとなる、そういった対策は、耐震対策等も含めて行っていかなきゃいけないと思います。

特に今、笹子トンネルが崩落したという事故もありますように、老朽化によって落下するというものにおいては、かなり市民の意識も防災に向いておりますので、そういった安心も含めてしっかりと調査し、しっかりと予算をつけ、早急に行っていくということが求められているんじゃないかと思っています。

今、本当に東海大震災がいつ来るかもわからない、そういった状況でございますので、防災においての観点からも施設の整備ということで、学校のほうは本当に地域の守り手となるように対策を急いでいただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を11時25分とします。

~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

1 1 番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に子育て3法の具体化について質問をいたします。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、本年8月、国会では子ども・子育て関連3法が成立しました。消費税の引き上げによる財源を活用し、市町村が主体となって、幼児教育や保育、地域の子育て支援の質・量といった子育て環境の充実を図ることで、総合的に推進することです。大切なことは、子育て分野に1兆円超の予算が増額されますが、この財源を活用して、地域で子育て支援策を実施する主体が自治体であるということです。

来年度予算編成の時期でもあり、子育て3法の具体化に向け、今後どのような取り組みで子ども・子育ての施策を充実、拡充していかれるかということは何点かお尋ねいたします。

1番目に、子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

今回の子ども・子育て支援法の制定により、今後、各自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっています。事業計画の期間は5年ですが、策定に当たっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められています。都道府県も独自に計画を立てて、実施主体である市町村を後押しするとし、教育、保育施設の認可のほかに、保育士の人材確保など、市町村だけでは対応が難しい事業に取り組むとあります。

平成27年からの本格施行に向け、事業計画を策定するためには、ニーズ調査のための経費など、来年度予算において必要であると考えますが、本市における子ども・子育て支援事業計画作成の取り組みでございます。先ほど計画は立ち上げるということでお話ございましたけれども、再度、取り組みについて、どうお考えになられていらっしゃいますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

市町村子ども・子育て支援事業計画につきましては、社会保障と税の一体改革の中で新たに制定されました子ども・子育て支援法に盛り込まれたものでございます。その中で、市町村は、国の定めた基本指針に即して、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの円滑な実施に関する計画を定めるよう規定されたものでございます。

また、策定に当たっては、御指摘のように地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で策定することになっておりますので、本市におきましては、来年度にニーズ調査を実

施し、新制度の給付や事業の需要見込み量を把握していきたいと考えております。来年度予算につきましても、ニーズ調査に係る経費を計上させていただき予定でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。事業計画については予算も計上するというので、よろしく願いを申し上げます。

それでは2番目でございます。地方版子ども・子育て会議についてでございますが、計画立案には、認定こども園や幼稚園、保育所の事業者、また利用者など、現場の声を反映させる必要があるとされますが、時代の変化に伴い子育て支援に関するニーズも大きく変化してきています。

国においては平成25年4月に子ども・子育て会議が設置をされます。会議のメンバーとしては、有識者や地方公共団体、そして事業者代表や労働者代表、また子育て当事者や子育て支援当事者など、子育て支援の策定決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかり反映できるような仕組みとなっており、関連法では、自治体に対して地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務として定められていますが、今後、本格施行に向けて、この会議による早期の議論が重要であるかと考えます。

それで、本市におかれましても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、子育て当事者などメンバーとする合議体制を新たに設置する必要があると考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 地方版子ども・子育て会議につきましては、計画を策定するに当たり御意見を聞くために設置をいたします機関で、設置は義務づけられておりませんが、本市におきましては、子育て当事者等を含めた子ども・子育て会議の設置をお願いいたしまして、子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 本市は、努力義務だけれども設置をするという方向で考えていただいているという御答弁でございました。メンバーですけれども、特に子育ての当事者、また支援当事者の声は非常に大きいものがあると思いますので、ぜひそういう方たちの声が反映できるようにということを思いますので、よろしく願い申し上げます。

3点目でございます。認定こども園の拡充と地域型保育給付への取り組みについてお尋ねをいたします。

今回の改正では、認定こども園を単一の施設として扱い、認可・指導監督を内閣府に一本化するとともに、財政支援を強化し、幼稚園と保育所が連携をして、一体的な運営を行う幼保連携型の認定こども園を拡充していくということになりました。

また、全国で2万人を超す待機児童の解消に向け、国の認可基準に満たず、これまで十分な公的支援を得られなかった利用定員6人以上19人以下の小規模保育や、保育ママなどによる利用定員5人以下の家庭的保育や事業所内保育など、多様な保育を推進することになりました。さらに、今まで基準に適合しながら、自治体が財政難を理由に許可しない事例があることから、保育所の認可は基準を満たせば、原則として許可するよう改められました。あわせて、保育の担い手である保育士などの待遇改善、また復職支援による人材確保などが盛り込まれています。

これらの施策を実現するため、子育て予算が1兆円超増加され、その予算を活用して、新たな財政支援が創設をされます。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育園といった施設型給付、そして小規模保育や保育ママなどの地域型保育給付が対象となります。

そこでお伺いをいたします。本市の保育所における待機児童の実態と、認定こども園への考え方、またあわせて地域型保育給付への取り組みについては今後どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） まず待機児童の件でございますが、現在、待機児童はございませんが、今年度は乳児の入所希望が非常に多く、御希望の保育所の定員に余裕がない場合は、一時的にお待ちいただくこともございました。

次に、認定こども園につきましては、従来の認定こども園法の改正によりまして、認可・指導監督等が一本化され、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけがなされたところでございます。

本市におきましては、移行への必要性を十分検討し、今後策定する子ども・子育て支援事業計画の中で方針を定めていきたいと考えております。

次に、地域型保育給付として位置づけられました小規模保育、家庭的保育などにつきましては、本市におきましては、従来の保育所による対応を基本としつつ、ニーズ調査により需要見込み量を把握しまして、方針を定めていきたいと考えております。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 新たな制度への移行に向けて、利用者の中には、具体的にはどのような制度になるのか、また保育料はどうなるんだろうかという不安の声が多く寄せられています。利用者に対しまして、新たな制度についての情報を提供するとともに、また地域子育て支援拠点などの身近な場所で、利用者の方の気軽な相談にも応じていただけるような体制を整えていくことが必要だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高君） 渡辺児童課長。



児童課長（渡辺秀樹君） 御質問の利用者支援につきましては、子ども・子育て支援法の中にも、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、子供、または子供の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供を行う事業など、規定が盛り込まれたところでございます。したがって、新たな制度についての情報提供はもとより、御指摘のように子育て支援センターなど、地域子育て支援拠点を活用した身近な場所での相談、情報提供につきましても念頭に置きながら計画を策定いたしまして、その計画に基づき、事業を前向きに検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。前向きに考えていただけるという御答弁でございました。よろしく願い申し上げます。

それでは次に、病児・病後児保育や放課後児童クラブ、また乳児家庭全戸訪問などの支援事業の拡充についてでございますが、病児・病後児保育の件、また児童クラブの学年拡大につきましては、さきの那須議員からの御質問にもございましたので省かせていただきます。

それでは、乳児家庭全戸訪問の支援事業についてお尋ねをいたします。

今回、子ども・子育て支援事業が拡大をされまして、乳児家庭全戸訪問事業が決定対象事業に位置づけられた意味も大きいと思います。児童虐待の件数が21年連続して過去最多を更新している中で、特徴的なのは、亡くなった子供の4割強はゼロ歳児であるという事実でございます。望まない妊娠をした母親が出産後すぐに虐待死させるケースが繰り返されています。出産までは無事でも、児童支援が不十分であれば虐待は防ぐことができないと思います。出産後の相談体制など、具体的な支援の強化が必要であると考えます。また、母子手帳ももらわず、妊婦健診を受けていないケースがあるともお聞きします。

本市におかれましては、平成19年より既にこにちは赤ちゃん事業で乳児家庭への訪問が推進をされております。子育てに不安や悩みを抱えるお母さんたちや、また家族にとって話を聞いてもらえる場所、また相談ができる人がいる、そういうことだけで大きな励みであり、安心して子育てに従事できるものと思います。

そこで、お伺いをいたします。本市におけるこにちは赤ちゃん事業の23年度の実績としまして、訪問件数と、またその内容について。それとあわせまして、今後の市の計画についてはどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） では、お答えさせていただきます。

まず23年度についての実績という前に、乳児家庭全戸訪問事業の概要ということで、平成22年度から5年間を対象とする弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画におきまして、子供や母親の健康確保のこにちは赤ちゃん事業を実施しております。目的といたしまして、

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図ることとしております。

23年度についての実績、訪問件数ということで、23年度の実績といたしまして、家庭訪問対象全家庭数457件に対しまして、訪問数416件、率として91%でした。未訪問が40件ほどありますが、里帰り期間が長期にわたる場合や、訪問を拒否されるお母さん方も見られます。その方たちに対しまして、電話や訪問等により、少しでも多くの家庭を面談できるように努力しております。

また、訪問事業におきまして、相談体制など、さらなる取り組みへの具体策ということでの御質問です。訪問の同意が得られないケースや訪問ができなかったケース等、複数回の電話連絡や突然の訪問を行い、何とか接触する機会をふやすことに心がけております。また、関係機関との連絡をとり合いながら、適切な助言及びサービス提供等を行っています。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など、関係部局の連携のもとで、かなり膨大な準備が必要だと思えます。関連法に基づく支援策の本格実施は2015年（平成27年）となります。本市といたしましても、国の動向を見きわめつつ、準備組織の立ち上げなど、円滑な対応をしていただきますことをお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

大きく2点目に、子宮頸がんの予防対策について質問をいたします。

若い女性にふえている子宮頸がんは、発見がおくれれば、命や子宮を失うことにもなる疾患です。子宮頸がんの予防のために大切なのが検診とワクチンです。子宮頸がんは、検診無料クーポンにより検診受診率は向上いたしましたが、いまだ先進諸国に比べますと低く、受診率の向上が急がれるものと思えます。

厚生労働省は、平成21年10月にこの子宮頸がんの予防ワクチンを承認し、同じく12月に販売がスタートいたしました。子宮頸がんの主な原因は、ヒトパピローマウイルス、H16型と18型というウイルスによるもので、がん検診とのセットでほぼ100%が予防できるというものでございます。

子宮頸がんは予防できる唯一のがんということになります。そのため、ワクチンは世界中でも広く使われておりますが、接種費用が1回1万円以上で、6カ月間に3回の接種が必要とされることから、本市は高額な負担を軽減するため、平成23年1月より中学1年生から高校2年生の女子を対象に、1回の接種費用に対し5,000円の公費助成をさせていただいており

ます。事業がスタートいたしまして約2年がたとうとしておりますけれども、23年度の接種率はどれくらいだったでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） お答えさせていただきます。

23年度の接種率ということでございます。23年度の対象者1,084人に対しまして、接種者437人、接種率40.3%となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、学年別の接種率についてもお聞かせいただけますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 学年別接種率ということでございまして、対象者のほうが、中学1年生から高校2年生という対象になっております。中学1年生、13歳相当の対象者241人に対しまして、接種延べ者25人、率として10.4%でございます。また、中学2年生、14歳相当で対象者205人に対しまして、接種延べ者46人、22.4%、それから中学3年生、15歳相当で235人の対象者に対しまして、接種延べ者74人、率が31.5%です。また、高校1年生、16歳相当で202人の対象者に対しまして、接種延べ者171人、84.7%、高校2年生、17歳相当で201人の対象者に対しまして、接種延べ者121人の60.2%となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

非常に高校生の受診率が高いということがわかります。しかし、全体においては、先ほども御答弁いただきました40%ということで、いまだ低いかなというふうに思います。例えば未接種の方へのリコール、呼びかけであったりとか、学校教育等でさらなる受診率の向上を目指す必要があると思うんですけれども、今後、市といたしまして、この接種率向上に向けての対策についてはどうお考えになられますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 接種率の向上に向けての対策ということでございますが、子宮頸がんにつきましては任意接種ということで、接種を受ける法律上の努力義務はありませんが、市といたしまして、市の広報紙、それから市の発行する母子保健予防接種事業の御案内、またはホームページ等で周知しております。これからもしてまいります、また新たに教育委員会のほうから各中学校へのPRもしていくことにしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

私、先月、子宮頸がんのセミナーに行かせていただきました。その中で、受診率の向上に向けての例といたしまして、接種率への最も影響があったのが、個別通知と、それに加えて学校通知のフォローが高接種率を導く結果であったということをお聞きしてまいりました。ぜひ、今御答弁にもございましたけれども、各中学校へのPRは非常に大切かと思っておりますので、この点につきましてよろしくお願いを申し上げます。

次に、子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成拡充についてお尋ねをいたします。

最初にも申し上げましたけれども、予防接種の接種費用は1回1万円以上でございます。費用には多少差があるかとは思いますが、3回の接種が必要であるため、助成をしていただいておりますけれども、3万円くらいが個人の負担になります。今の社会状況の中で経済的には大きな負担でございますので、公費助成を拡大していただきたいという切実なる声が多く寄せられております。

それと、厚生労働省が制度の見直しで、来年度以降、定期接種化を目指して協議中であるという報道がされておりました。

そこで、来年度以降、公費での接種について、市としましてはどのようにお考えになりますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 議員がおっしゃられました、平成25年度より厚生労働省のほうから定期接種ということの報道もなされているということでございますが、今、市といたしまして、公費助成につきましては、平成23年1月より公費として5,000円を助成しております。25年度、任意接種という形であれば、公費助成のほうを拡充していく考えでおります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、定期接種になった場合は市としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 25年度からの定期接種化ということでございますが、国のほうからまだ現在は何も情報は流れてきておりませんが、もし定期接種になった場合、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 子宮頸がんは予防できる唯一のがんでございます。みんなが安心

して、また平等に接種ができるよう、今後とも御検討をお願いしたいと思います。

最後でございますけれども、子育て支援及び子宮頸がんを初めとする、こうした予防接種の充実について市長の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

市長、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

先ほど来の御質問の子宮頸がんワクチンへの公費助成の問題でございますけれども、御質問の中にもありましたように、我が弥富市といたしましては、平成23年1月より公費として5,000円の助成を行っているところでございます。先ほど炭竈議員は1回の接種が1万円以上というふうにお話をされましたけれども、実際には平均的には1万7,000円ほどかかることになっております。そして、半年間で3回接種ということで、その額は5万2,000円を超える状況であるわけでございます。接種していただく方に対しても大変な御負担があるというふうにも思っております。今現在といたしましては、平成25年度より、私ども公費助成額といたしましては、接種費の半額を補助することに拡充していきたいというふうに思っております。

また、議員のほうでおっしゃいました、本年5月に厚生労働省からの予防接種部会におきます、来年、25年度からの定期接種化という問題でございますけれども、先ほど所管が述べたとおりでございます。国の動向ということに対しても注視しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今、市長に御答弁いただきました中で、半額に拡充していただけるといってお話を伺いまして、本当に大変うれしく思っております。皆さんにも喜んでいただけたと思いますし、受診率の向上も大いに期待できるということを感じます。本当にありがとうございます。また、今後も国の動向を注視していただいて、皆さんが安心して接種ができるように要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩、昼休みとします。再開は1時から再開します。

~~~~~

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、質問を2点させていただきます。

まず弥富市の液状化対策についてです。

液状化現象とは、ご存じと思いますが、地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象です。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物、下水管などが浮き上がったりします。実際は地表付近の含水状態の砂質土が地震の振動により固体から液体の性質を示すことにより、上部の舗装や構造物などが揚圧力を受け、破壊、沈み込みを起こすものであり、流砂とも呼ばれていました。

発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋立地などがほとんどであります。近年の研究では、旧河川跡や池跡、水田跡などでも発生しやすい地質であることがわかってきました。我が弥富市はまさにこれらに該当する地域であり、被害拡大の影響が懸念されております。

過去の発生例を見てみますと、1964年6月16日に発生した新潟地震の際、信濃川河畔や新潟空港などでこの現象が発生したことから国内でも知られるところとなりました。また、同年に発生したアラスカ地震でも液状化による被害が発生し、これ以降、土質力学の分野で活発に研究が行われるようになりました。

液状化のプロセスというものは、砂を多く含む砂質土や砂地盤は、砂の粒子同士の剪断応力による摩擦によって地盤は安定を保っています。このような地盤で地下水位の高い場所、もしくは地下水位に何かの要因で上昇した場所で地震や建設工事などの連続した振動が加わると、その繰り返し剪断によって体積が減少して間隙水圧が増加し、その結果、有効応力が減少します。これに伴い剪断応力が減少して、これがゼロになったとき液状化現象が起きると、専門的な土質力学では説明をしております。

私には、申しわけございませんが何のことやらさっぱりわかりませんが、波打ち際などで水が押し寄せるまでは足元がしっかりしていても、水が押し寄せた途端に足元が急にやわらかくなる状態に似ているそうです。また、雨上がりの地面を踏み続けると、地面に水が噴き出してくる状態も似ているとも言われております。

こうして、地震や建設工事などで連続した振動が砂地盤などに加わると、地盤は急激に支持力を失います。建物を地盤に固定する基礎やくいの種類は、地質や土地の形質に合わせて多種にわたり、瓦れき層や岩盤などの適当な支持層に打ち込む支持くいと異なる摩擦くいなどで建物を支えていた摩擦力を失い、建物が傾く浮動沈下が生じる場合があります。重心の高い建物や重心が極度に偏心した建物では顕著に浮動沈下が生じ、阪神・淡路大震災による中高層建物のように転倒、倒壊に至る場合があります。

また、下層の地盤が砂質土で、表層を粘土で覆った水田などで液状化が起きた場合、液状化を起こした砂が表層の粘土を突き破り、水と砂を同時に噴き上げる噴砂と呼ぶ現象を起こ

すこともあります。

弥富市は海拔ゼロメートル地帯にあり、広大な埋立地を持っております。1944年（昭和19年）の南海地震などで既に液状化を経験しております。その中、東日本大震災で土砂が地中から噴き出る被害が出た、面積の86%が埋立地であります千葉県浦安市との災害時の相互応援にかかわる協定を9月27日付で結ばれました。市長は、大震災後、浦安市を数回訪れ、被害や復興の状況を視察され、地盤の特徴が共通し、よく似た懸念や課題を抱える両市で連携をと、昨年末ごろから協定に向け調整されてこられました。

協定の意義に関しては、あってはならない災害が起きた際、遠隔地にある浦安市と同時に被害を受ける可能性は低く、液状化に対する知識や技術を学ぶということでございます。この協定では、災害時の食糧や飲料水など生活必需品の供給や被害者を一時的に受け入れる施設の提供、被災児童・生徒の教育機関への受け入れを盛り込んで、応援が円滑にできるよう、互いに必要な資料の提供や定期的な意見交換をしていく。これが中日新聞の紙面上で発表されたものですが、これ以外、具体的な内容、その後の進捗状況を踏まえて、お聞きいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

浦安市との災害協定の問題でございますけれども、今、御質問の中にありましたように、私ども弥富市と千葉県の浦安市とは、その歴史的な過程の中で、埋立地、私どもといたしましては農業振興地域の拡大という状況の中で過去に干拓地を埋め立てしてきたわけでございます。また、浦安市におきましても、新しい都市計画の中で、住宅地域、あるいはリゾート地を中心とするさまざまな施設という形の中で埋め立てられたわけでございます。

今回、私が浦安市を何回もお訪ねさせていただき、一番の大きな災害協定の骨子は、いわゆる液状化現象で家屋・住宅が全壊・半壊した場合においては国の激甚災害の指定が受けられ、それに対する補償額が出るわけでございますけれども、液状化というのは、地面も一緒に揺られ、そして家も一緒に揺られるわけでございます。いずれ地震がおさまった場合に家が傾くというような状況が非常に多いわけでございます。そうした状況の中において、激甚災害には指定されないけれども、家屋の中で住居として使えないというような状況に対して、どのように国に対して申し上げていかなきゃならないか、要望をつけていかなきゃならないかということがあったわけでございます。激甚災害に指定される場合と指定されない場合においては、その住宅に対する補償額は大きく変わってくるわけでございます。

そうした状況の中で、今回、千葉県、そして浦安市さんの大変な御努力というのは、私は本当に敬意を表しておるわけでございますけれども、いまだにまだ生活できない多くの住宅もあるかもしれませんけれども、早急に復旧できているということにつきましては、国への

御努力が功を奏しているというふうに思っているところでございます。そういうことをまず基本的に教えていただきたい。そして、災害からの復旧・復興に対して、インフラ整備をどのようにしていくか。こういったことに対しても、我々は今後の一つの大きな教訓として浦安から学びたいという状況にあるわけでございます。

協定そのものは、皆さんも御承知のように総合的な協定の内容になっておりますけれども、一番の骨子というところについて、私はこれからも浦安市さんといろんな形で協議を重ね、いろんな知識を吸収していきたいというふうに思っております。

弥富市で心配されることが多々あるわけでございますが、そういった状況に対して、未然に考えていかなきゃならないもの、あってはなりませんけれども、いざ災害になったときのその対応という形の中の行政のあり方、こういうことをしっかり勉強していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） ほとんど答弁につきましては、今、市長が申したとおりでございます。

ただ、今後でございますけれども、意見交換会等、そういったものを行っていききたいなということを思っております。

また、日ごろの付き合いというものがございます。こういったところで、例えば9月30日の台風17号の折には、浦安市さんのほうから弥富市の被害はどうだと。何かお手伝いすることはないかというようなお電話をいただいたこともございます。そういったこともございますので、日ごろから連絡体制をとりながら、協調してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

私も議員は、協定書は拝見させていただいておるんですけども、こちらのほう、市民の皆様にも見ていただけますよう、ホームページのほうでまたアップしていただくということをお願いいたします。

いずれにいたしましても、実際に被災された浦安市には学ぶべき事柄が数多くあると思われれます。

次に、浦安市では、地盤特性の把握と液状化の要因分析、公共土木施設の被害状況と対策、建築物、宅地などの被害状況と対策、これらを織り込んだ浦安市液状化対策技術検討調査が4回にわたり委員会を開催、検討し、昨年11月28日に取りまとめとして整理したものがございます。

主な概要は、既存の地盤調査結果、震災後に実施した地盤調査結果及び建築物の被害状況



などを整理したところ、建築物などの液状化被害は埋め立てに用いた細粒分を多く含む埋立砂層が厚いほど、また地下水位が浅いほど被害が大きくなる傾向を示しております。また、観測された地震波形と地盤強度をもとにした数値計算の結果も、埋立砂層の液状化強度が最も小さくなっていることから、埋立砂層の中心に液状化現象が発生したものと考えられます。また、地盤底固め工法（サンドコンパクションパイル工法）、また過剰間隙水圧消散工法（グラベルドレーン工法）により液状化対策を実施したエリアでは、道路や歩道などに損傷はなく、敷地内での噴砂現象は確認されなかったということ。また、埋め立てに伴う地盤沈下促進対策として実施された圧密促進工法（サンドドレーン工法）施工箇所においても、同様に噴砂現象は確認されなかったという結果でした。

道路については、舗装部や歩車道境界部からの土砂噴出による通行障害が発生するとともに、ひび割れ、せり上がり、陥没などの路面に変化が生じたとの被害状況でありました。

対策としては、浦安市地域防災計画で定めている緊急輸送路のうち、特に重要な路線において、レベル2地震、これは陸地近傍で発生する大規模なプレート境界型地震や直下型地震のように大きな強さを有する最大級の地震のことでございます。これに対して、緊急車両の通行を確保するための液状化対策を実施しております。

下水道施設については、管路のたるみ、マンホールの浮上・沈下や附帯ずれなどの被害が発生するとともに、土砂の流入による管路閉鎖によって、最長約1カ月にわたり施設の使用が制限されるなど、市民生活に大きな支障が生じました。

これらの対策については、幹線、河川横断、防災拠点や避難所の下水を流下させた重要な管路については、管路、マンホールにレベル2地震に対して流下機能を確保するための液状化対策を実施しましたというような調査結果でございました。

我が弥富市としては、独自の公共土木施設に対して調査・対策を検討してございますか。お尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 橋村下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 弥富市における公共土木施設、特に浦安市において注目された下水道施設の液状化対策についてお答えをさせていただきます。

兵庫県南部地震（平成7年の阪神・淡路大震災）や東北地方太平洋沖地震（平成23年の東日本大震災）によりまして上下水道施設が被害を受けまして、住民の生活に大きな支障を与えました。この経験をもとに、上下水道のようなライフラインは、大規模災害の際であっても機能を最低限維持、保持する耐震対策が望まれているところでございます。

議員の御質問の中にもございました地震動レベル1、地震動レベル2といたしますのは、構造物の耐震設計を行うときに耐えられる地震の大きさを2段階に分けたものでございます。

地震動レベル1とは、中規模の地震で、その構造物の耐用年数中に一度以上は受ける可能

性が高い地震動、震度5弱の地震動でございます。これを指しており、比較的頻繁に起きている地震であって、地震に対してほとんど無傷で耐えられることを目標として設計しております。

地震動レベル2とは、その構造物が受けるであろう過去、将来にわたって最強と考えられる地震動であって、最大規模の地震動、震度7の地震でございますが、これを指すもので、構造物が倒壊したり、外壁が脱落して、人命を奪うような被害を生じないように設計することを目的としております。

下水道の耐震指針において、管路対策として、レベル1は流下能力を確保、処理機能とか能力を保持するというものでございます。レベル2では、流下機能を確保、最低限の処理可能にするとされております。

また、下水道における重要幹線とは、一つに流域幹線管路、一つに緊急輸送路等に埋設されている管路、一つに防災拠点や避難所などの施設から排水を受けるなど、下水を流下・収集させる機能から見て重要な幹線とされております。下水管路の設計・施工時点において必要かつ十分な対策を実施するとされておまして、重要な幹線等に対しましてはレベル2対応とし、その他の幹線に対してはレベル1対応として耐震設計をすることとされております。

弥富市は、各地質調査から見ても全域が液状化層であり、地震に伴う地盤の液状化現象は起こるものとして考える必要がございます。

下水道管渠の現在の国の指針における液状化対策については、平成9年の耐震指針の改定により、管路、マンホール周辺を砕石により埋め戻すことにより、ドレーン能力（排水能力）を期待する方法と、締め固めを確実にすることにより対応する方法が上げられております。ただ、そのどちらにつきましてもここ10年ほどで行われたことであり、今回の東北地方太平洋沖地震でどの程度効果があったかということは今後の調査待ちとなっております。

しかしながら、同じように液状化被害が発生しました新潟県中越沖地震（平成19年）におきましては、その前の新潟中越地震（平成16年）において改定されました液状化対策を行ったものについては被害がほとんどなかったと、このような報告を受けております。

弥富市においては、兵庫県南部地震において改定された液状化対策は設計当初から行っております。また、先ほど申しました新潟中越地震において改定された液状化対策にも対応しておりますので、発生すると予想される地震の規模、発生源からの距離、地質状況の違いから100%大丈夫とは言えませんが、液状化に対応していると考えております。

また、道路においては、緊急輸送路に指定されている路線は国道、県道でございますが、一例としまして、国道155号では、一部区間ではございますが、液状化対策にもなるサンドパイル工法を採用しております。

なお、液状化対策ではございませんが、当市における30メートル以上の橋梁において、耐

震対策として落橋防止装置の工事を進めているところでございます。

また、浦安市において液状化対策の実証実験が行われておりまして、その一つに、大型土のう袋に砕石や改良土を詰め、これを面的に敷き詰めて地盤改良を行うことにより液状化防止効果を発揮させる工法も検討をされております。このような新しい工法なども浦安市と情報を共有しまして、液状化対策について、今後とも調査・研究をしてみたいと考えております。

しかしながら、地震等で被災した場合には、下水道を初めとしたライフラインの確保、復旧はもとより、一日でも早く通常の生活ができるように全力で対応してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

浦安市液状化対策技術検討調査の結果概要というのは確かに完璧な内容ではございました。東日本大震災で被災した教訓が生かされていると思われませんが、早急に短時間で対策を試みるには莫大な予算計上が必要でございます。弥富市も同様、想定内、想定外までも対策を講じるにはとてもではない無理がございます。市民の皆様の心配をあおるつもりは毛頭ございませんが、今でき得る最善の対策をお願いしたいと思います。

また、緊急輸送道路、重要幹線とされる下水道は最優先に対応していただいているということで、安心しております。

次に、市民の皆様個人個人が行われる液状化対策でございます。先ほど述べました浦安市液状化対策技術検討委員会では、戸建て住宅などの小規模建築物については、液状化による地盤沈下で浮動沈下を起こし、大きな被害になりました。一方、大・中規模建築物はそのほとんどが支持くい、摩擦くいで施工されていたことにより、建物本体には大きな被害が発生しなかったものの、建築物周辺の地盤沈下による出入り口の段差やライフラインの寸断などの被害が発生したということです。

また、戸建て住宅の傾斜被害の状況については、建物が隣接する場合には、両者の上部が近づく方向に傾斜が発生し、道路を挟んだ建物では、両者が離れ合う方向に傾斜する傾向があることが判明しております。この要因として、建物過重の重ね合わせ、道路側の噴砂、沈下が抑制されたことなどが考えられております。

一方、軟弱地盤の沈下対策として、柱状改良されている戸建て住宅の挙動については、液状化を起こした層の下部地盤まで地盤改良が届いていない場合には被害が発生したと考えられております。

道路と既存戸建て住宅との一体的な液状化防止・軽減工法については、技術開発の状況や住宅所有者の費用負担などの観点から、実現可能な工法として、地下水位低下工法が上げら

れております。しかしながら、この工法も、液状化防止・軽減効果に関する定量的な評価、地下水位の低下による地盤沈下、維持管理や施設更新のコストの検討などが課題に上げられております。このため、今後、実現可能性調査を実施し、事業に伴うリスクや費用負担については、慎重に判断する必要があります。また、調査結果によっては、地下水位低下工法の実施が困難になることも考えられることから、住宅建てかえ時に個々の所有者の実情に応じて柱状改良工法などを選択して実施することも現実的な対策と考えておく必要がございます。というのが、浦安市の戸建て住宅などの被害状況と分析の対策でございます。

弥富市の皆様に、既存住宅への対策、建てかえ時の推奨などを市として何かお考えですか。  
議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 浦安市では、議員のお話のとおり、災害に対する各種の検証を行っております。その中で、建物の液状化対策についてもさまざまな工法が検証されております。いずれの工法にいたしましても、絶対的なものは現段階ではないようです。その土地の状況や費用などを考慮しなければなりません。専門家でなければ判断は難しいようですので、新築、改築時の際には設計士等に相談いただくようにお勧めしてまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

これこそ9月議会でも質問させていただきました自助・共助・公助の中の自助に値する事柄だと思います。市民の皆様も個人個人の液状化対策に今まで以上の興味を持っていただき、専門家の設計士さんなどと予算の見合う範囲の中で相談をしていただきたいと思います。

この質問の最後に、弥富市も浦安市と同様な有識者を交えた対策技術検討調査を弥富市に見合った独自の委員会を開いていただくよう要望して、終わらせていただきます。

次にもう1点、弥富市の農業経営の現状について質問させていただきます。

農林水産省は、10月30日、2012年産米の作況指数、これは10月15日現在の指数なんですけれども、102のやや良と発表されております。また、12年産米の9月の総体取引価格、全銘柄平均で前年同期比10%高となっております。

弥富市内の今年度産米の作況指数を教えてくださいたいと思います。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

24年産米の作況指数ということでございますけれども、議員言われますように全国では102ということになっておりまして、ちなみに愛知県では101、尾張地域では100となっておりますが、弥富市といたしますか、各市町ごとには算出されておられませんので、御理解いただきたいと思っております。

ただ、米の作況を示すものといたしまして、毎年、東海農政局で坪刈り調査を実施しておりますので、地域ごとの10アール当たりの平均収量については近々公表されるということですので、また出ましたらお示しさせていただきます。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

この尾張地域では例年並みということなのですが、価格自体は、愛知県産米、大変人気でございまして、昨年と比べてもある程度上昇したと聞いております。ただし、現状の稲作経営からすれば、厳しいのには何ら変わりはありません。

そして、農業全体で見えますと、こちらも全国レベルなのですが、日本政策金融公庫、農林水産事業が7月に実施した2012年上半期農業景況調査で、農業全体の景況DIは改善傾向にある一方、生産コスト増加に対して、容易に販売価格に転嫁できない実態が明らかとなっております。農業景況調査とあわせて実施した生産コストに関する調査での、最近特に負担がふえたと感じる生産コストとして、重油、灯油といった燃料代、続いて肥料代が上位でございまして。この対策として実施していることについての調査では、対策がないとの回答が一番多く、続いて使用量の節約、そして安価なものへの変更などとなりました。また、回答で最も少なかったのは販売価格への転嫁で、農業者は生産コストが増加しても容易に販売価格に転嫁できない実態が明らかとなっております。

一方で、負担がふえた生産コストとして、燃料代、電気代、消耗資材費、農薬代を選択した人が実施している対策では、使用量の節約が最も多い回答となっていて、農作業の中で留意することで実行できるコスト対策として、積極的に節約に取り組んでいることもうかがえます。

弥富市の農業経営も例に漏れず非常に厳しい状態だと思われまして。市としてはどの程度把握しておりますか。また、どのような改善策を推奨してございますか。質問させていただきます。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 農家の経営状況ということでございますけれども、市では調査を行っておりませんが、燃料代、肥料代等の増加で生産コストが上がって、農業経営も非常に厳しいということは承知しております。

対策の一つといたしまして、弥富市では、認定農業者が経営改善するために借り入れるスーパーL資金や農業近代資金に対する利子補給をさせていただいておりますが、今後も継続していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

利子補給をしていただいているのは、以前からこちらも承知しておりました。また、それ以外に、活力あふれる農業を持続的に発展させるため、総合的に営農支援となる戦略を弥富市にも望みたいと思っております。

このように、非常に厳しい農業事情の中、愛知県には経営主に農業経営者の認定がございますように、女性には農村生活アドバイザー認定制度がございます。この目的は、産業としての魅力ある農業を確立するとともに、住みやすい農村社会を実現するには、農村女性がみずからの能力や役割を発揮して、積極的に社会参画することが重要なことから、このような女性の先導役としてすぐれた能力と豊かな人間性を持った女性を愛知県知事が認定してございます。

期待される役割には、若者や女性が魅力を感じる農家生活の実践をするとともに、地域への波及、農業経営に積極的に参加し、地域の先導役、地域や我が家の農業後継者の育成、農山漁村女性の組織の育成強化やネットワーク化の推進、女性起業グループによる起業活動や地域活動の先導役、経験を生かし、住みよい地域づくりや農業施策の方針決定の場に積極的に参画し、発言や提言をするなどがございます。

弥富市には現在何人のアドバイザーがおられますか。また、どのような活動をされておりますか。通告にはございませんが、関連がありますので質問させていただきます。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安君） 現在、県知事の認定を受けられたアドバイザーが弥富市には11名お見えになります。研修会、情報交換会や、また市役所前の花壇の植えかえ等のボランティア活動、それからまた今年度につきましては、人・農地プラン検討会のメンバーといたしましても参加していただいております。このように幅広く活動していただいております。以上です。

議長（佐藤高君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

男女共同参画と言われて随分たちますが、農村生活アドバイザーの紹介の中でも触れました農村女性起業活動について質問させていただきます。

この活動は、農村などに在住している女性による地域産物を活用した特産加工品づくりや直売所での販売、農家レストランの経営などの農林漁業関連の起業活動を目指します。愛知県下では、平成24年3月31日現在165件、うち個人が91件、グループが74件となっております。起業内容としては、農産物直売などの流通販売、ジャム・漬物などの食品加工が上位を占めております。特徴としては、中小規模の起業が70%を占め、法人化している起業は6%と少ないのが現状でございます。

県が定める意義は、農村女性の能力発揮や経済的自立・社会的自立の向上、地域の活性化、

農村と都市の交流の促進でございます。また、県は、平成12年度から平成19年度まで、農村女性起業ネットワーク支援事業によりセミナーやコンサルティングを行ったり、農村女性起業ネットワーク化など、農村女性の起業活動に対する支援活動を実施していると聞いております。平成20年度からは農村女性起業育成事業により、農村女性起業及び施行者の課題解決のための情報交換や相互検査のための機会も提供するとともに、PR資料を作成し、農山漁村女性の起業活動に対する支援を実施しております。なお、この事業は平成21年度で終了しているそうです。

11月26日の中日新聞の社説で、農林水産省は農林漁業が加工や販売も手がける6次産業化を促すため、官民共同ファンドを設立するという記事がございました。

この6次産業化とは、1次産業の農業生産法人などが2次産業の食品加工や3次産業の流通・販売にも進出し、雇用増に結びつけることが狙いということです。来年2月には官民ファンド農林漁業成長産業化支援機構を設立し、1,000億円規模でスタートするというのです。

6次産業化の新会社は、農林漁業者を筆頭株主に据え、加工や流通、販売企業からの出資を募って、株式会社として発足させる。その新会社にファンドが地方自治体や民間と共同出資をするのが仕組みでございます。出資先の会社が事業に失敗すれば、公的資金である出資金は回収不能となり、農水省はリスク回避の責任を忘れてはならないというような記事がございました。

事業は、農産品ならば、収穫した枝豆などを冷凍製品として販売先を広げていく。海産物では、サバなどを切り身にし、傷まないよう真空パック詰めする。知恵を絞って輸出拡大の道も開けてくるということで、既に北海道では農家と農協が共同で長芋をすり、パック詰めに台湾向けに輸出し、年17億円稼ぎ出している年収1,000万以上の農家が相次ぎ、若い後継者や農業従事者も育ってきているそうです。

こうした事例もございますが、農地所有は農家と農業生産法人に限られ、生産法人になる場合でも、役員の過半数が常時農作業に従事するなどの厳しい条件を満たさなければならない。全国での農業従事者は250万人、平均年齢は66歳、放置すれば10年後には激減しかねないということで、この窮状を打破するためにも規制緩和の検討を進めるよう求めたいというのが抜粋した社説の内容でございました。

これらの第6次産業はまだまだ規模が大きく、現実的な6次産業化ということではないとは思いますが、私がお話したいのは、農村女性起業活動という6次産業は、中小規模で家族経営プラス・アルファという事例でございます。

そこで、弥富市での農村女性起業活動の実態と支援を教えてくださいたいと思います。  
議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 弥富市での女性起業件数でございますけれども、ことしの3月31日現在6件ございまして、内容としては、食品加工が4件、直接販売が2件でございます。

市として、女性起業活動への支援はただいまは行っておりませんが、女性が自立する活動の支援ということでは、先ほど御質問がありました農村生活アドバイザーに補助させていただいておるところでございます。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

農村生活アドバイザーへの補助は大変ありがたいことだと思いますが、もう一步踏み込んだ農村女性起業にも支援をしていただくようお願いをいたします。

最後に、非常に厳しい農業経営の現状、経営主だけではなく、奥様も積極的に経営に参加される中、家族で取り組む経営方針や家族一人一人の役割、就業条件、就業環境について話し合いながら取り決める家族経営協定という制度がございます。

農業経営が、家族の話し合いと男女の共同参画によって充実、成長していくため、一人一人が尊重される家族関係をつくっていくため、次の世代にスムーズに引き継いでいくために結ぶ協定であるそうです。

家族経営協定を結ぶ手順としては、まず経営の現状や課題を整理し、今後の方針、家族の就業条件、生活の目標を話し合い、明らかにします。次に、その話し合いを踏まえ、経営課題の解決方法、経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取り組みが必要か検討し合い、項目を上げます。話し合った結果を文章にすると取り組む内容がより明確になりますので、まず協定書の試案をつくってみます。何から取り組むか、家族間で検討、普及指導センターや農業委員会などの指導機関からの意見も聞いて、協定を結ぶときは家族員だけではなく指導機関の立ち会いがあるとさらに確かなものになります。

最後に、結んだ内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目を追加します。できれば定期的に見直しを更新するというものです。

協定に盛り込む内容としては、まずやりがいを持って働くために、ビジョン、目的、労働時間、休憩時間、休日・休暇、給料の収益配分、作業の役割分担が上げられます。次に、みんなで経営を充実させるため、短期・長期の経営計画、簿記記帳の担当、経営状況の把握、家族会議の開催、役割分担、戦略、法人化、後継者の養成・教育があります。また、ゆとりある暮らしのために家事・育児の担当、家計簿記帳、後継者夫婦との同居・別居、介護、生活費、年金、健康診断、そして旅行、レクリエーションなどがあります。最後に、これからも農業を続けていくために、後継者への譲り渡し、相続の対応というようなものが家族協定の中に盛り込まれております。

弥富市では現在この家族経営協定は何名の方が締結をされておりますか。また、この協定



はどのようなメリットがございますか。また、この弥富市では農業委員会が主催をされておると聞いておりますが、農業委員会独自のお考えもあわせて質問させていただきます。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 現在、弥富市におきましては、今年度までに28戸の農家が家族経営協定を締結していただいております。作目別で見ますと、水稻農家が8戸、トマトが10戸、花卉が10戸で、協定の調印式では、市の農業委員長、県の農業改良普及課長が立会人となって実施しております。

家族経営協定については、今議員が詳しく言われましたが、この家族経営協定を締結しますと、家族全員の経営意識が向上するということや、役割分担や就業規則の取り決めを通じまして、経営の合理化が進む。後継者への経営移譲がスムーズにできるなどと言われております。

また、制度上のメリットといたしましては、認定農業者になることができることや、農業者年金保険料の助成が受けられるということでございます。

また、農業委員会としての考え方ということでございますので、農業委員会事務局長として答弁させていただきますけれども、農業委員会としても、女性や若者により多く農業経営に参画してもらいまして、将来にわたって安定的な農業経営を進めていただけるように市や県と連携して推進していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ありがとうございます。

これからの農業経営、経営主だけではなく、奥様、若い後継者、それぞれの立場で考えていかなければなりません。後継者不足、高齢化、遊休農地の拡大など、農業を取り巻く状況は年々厳しくなっております。さまざまな問題・課題を抱えております。引き続きの弥富市の支援をよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は1時55分からとします。

~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして、まず最初のテーマは交通弱者支援の抜本的対策を求めるということについてお尋ねいたします。基本的なところは市長にお尋ねし

ながら、担当の方からも御答弁いただければいいと思いますが、今、高齢化の進行や、先ごろこの場でも出ておりましたが、まちの形が変わる中で、車に乗れたり、自由に動ける人にとってはまだそんなに不便は感じないかもしれませんが、いろんな事情で車に乗ることができない、そういう家族を持たない人たちにとっては本当に大変な状態。買い物も満足にできないとか、あるいは通院だとか、そういうこともできない。もともと国際的にも国の施策としましても、障害者の人たちも含めて、これから社会の中でそういう人たちが快適な生活も送れる。健常者の人と比べて、社会活動の面でも生活の面でもバリアフリー化をしていくということは国や地方自治体の義務ということで一定の施策が行われておりますが、なかなか現実はそのようなふうになっていない中で、弥富でもこの問題が非常に大きな問題になってきておるといふふうに思います。

最初に、市のバスの運行についてお尋ねをいたします。

まず、21年度までの福祉バスが果たしてきた役割でございますが、21年度の実績で、市の費用負担が4,755万円ほどございましたが、年間243日を営業いたしまして6万6,963人の方が利用されました。福祉センターや公共施設、買い物、通院、あるいは近鉄などの交通機関の利用等をそれぞれの方が目的としながら、巡回バスを無料運行してまいりました。したがって、1日当たりの利用者は276人、1人1回の乗車の費用は公費負担が710円ということで、公共的なこういうバスの一つの目安をクリアしたというぐらいのレベルに達して、市民の皆さんにも親しまれてきました。

22年度からコミュニティバスとして、国の補助金を想定しながら3年間の試行事業を行い、23年度は1億3,500万円余りの市からの委託費を負担して360日運行いたしましたが、便数も大幅に増加したにもかかわらず、利用者は6万6,242人で、1日当たりの利用者は184人と。

1回1人当たりの費用につきましては2,024円で、福祉バス時代の1回乗車に対する費用の2.85倍ということになりまして、市の財政負担の上でも、あるいは事業効果のいずれから見ても抜本的な見直しが必要となっていると思っておりますが、まずその認識をどう市当局が持っておられるか、お伺いいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に、コミュニティバスの問題につきまして御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

結論から申し上げますと、大変大きな課題であるということをご認識しているところでございます。前期の私どもの第1次総合計画の中において見直しをしていかなきゃならないことが多々あるわけですけれども、このバスの運行につきましても、財政面からして、行財政改革という形の中で考えていかなきゃならないというふうに思っております。

議員の御質問の中にもございましたように、平成22年6月から、いわゆるコミュニティバ

スという形に移行して運行させていただいておるわけでございますけれども、2年6カ月が過ぎました。当初3年の運行期間というのを一つの目安にしていきたいというふうに思っております。もう2年6カ月が経過したわけでございます。

この間、議会の議員の皆様、そして市民の大勢の皆様からいろんな御意見をいただきました。また、私どもはその御意見に対し、アンケートをとりながら、改善に努めてきたわけでございます。2回のダイヤの改正、そして停留所の新設等々を含めて、その利用計画を見直してきたわけでございます。また、日曜日、あるいは祭日における運行をやめるという形で今現在も行ってまいりました。

そういう状態の中から、先ほど議員の御質問の中におきまして、いわゆる経費額が出ておりましたけれども、1億3,500万ほどから3,000万圧縮することができ、今は約1億円の運行経費ということになっております。

抜本的な見直しというお話でございますが、これもまた現在は道路運送法第4条の中でこのコミュニティバスは運行しておるわけでございます。いわゆる路線バスと同じ考え方でございます。一朝一夕にこの考え方を変えていくということにつきましては、また大きな労力を要するわけでございます。しかし、この適用につきましても、行財政改革という面からも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

また、運行方法におきましては、以前から三宮議員のほうから御指摘もいただいておりますけれども、いわゆるデマンド方式、利用される方がきちっと予約をして乗っていただくという効率的な運行はできないかということをお聞きしているわけでございます。しかしながら、現在この予約制度についても、市民の皆様からいろんな御意見もあります。また、多くの停留所を回りながら、このデマンド方式ということもなかなか難しいわけでございます。

そして、今現在では、ある特定の場所まで徒歩、または自転車等で来ていただいて、そこから目的地に対して直結をしていく。仮にそれが病院であるとか、福祉センターであるとか、そういう一つの方式、基本的にはサイクル・アンド・ライドというような方式を今4カ所設定して運用しているわけでございますけれども、この運用方法について、少し今後は詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

具体的なルートといたしましては、現在、弥富市のこのコミュニティバスは、北部ルート、東部ルート、南部ルートを有しているわけでございますけれども、南部ルートにつきましては、今までのアンケート調査、あるいは実態においても、多くの方に利用していただいているというふうに思っております。さらにこれを強化するためには、朝、そして夜の便数を少しふやしていかなきゃならないというふうにも思っているところでございます。利用されるところにバスの便を多くすることが常道であろうというふうにも思うわけでございます。

しかし、北部ルート、東部ルートの市民の皆様にはいろいろと御協力をしていただきたいということがこのサイクル・アンド・ライドの考え方でございます。すなわち特定の場所にお越しいただいて、そこから福祉センターであるとか、病院であるとかという形の中で、直結をして、いわゆる停留所等については削減をしていきたいという考え方をさらに進めていきたいというふうに思っております。

そしてもう一つは、これも少し横着な考え方かもしれませんが、抜本的な見直しとしては、平成21年度の福祉バスに戻すという考えも選択肢としてあるのではないかとこのふうにも思うわけでございます。

総額方式として、5,000万、6,000万という予算を立てさせていただいて、全ての料金については無料化していったら、平成21年まで運行しておいた、いわゆる福祉バスに戻して、市内を巡回して利用していただく、こういう方法もあるのではないかなというふうに思っております。

今、私ども職員の間でも、この問題についてしっかりと考え、検討委員会等で御提案申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、最初に申し上げたように行財政改革の一環としてしっかりと取り組まなければならない。1億円の経費がかかっているということに対する費用対効果が余りにも厳し過ぎるのではないかとこのふうにも思っておりますので、議会の議員の皆様への御支援、あるいは御協力、そんな考え方を今後もお聞かせいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 三宮議員。

5番（三宮十五郎） 改善を進めていかなければということで、これまで市が取り組んでまいりました詳しい資料をいただいて読ませていただきましたが、23年度に比べて利用者がふえております24年度の1営業日当たりの4月から10月までの実績で見ましても、1営業日当たりの利用者は200人を割り込んでおります。便数が大幅にふえていることを考えたら、依然として、今、市長もおっしゃられましたが、このままではいい状態ではないということが言えると思います。

問題は、98あります停留所のうち、46カ所、46.9%が1日1人以下の利用者しかないというような状態の運行や停留所の状態です。23年度は98停留所のうち47停留所、47.5%がそうでしたが、利用者が多かった21年度でも99停留所のうち49停留所、ほぼ半分の49.5%が1営業日1人以下で、住民の皆さんの強い要望がある一方で、現在のような、以前の福祉バスの状態でも、南部ルートはかなり本当によく利用されておりましたが、やっぱり北部ルート、東部ルートというのは、そういう運行のあり方ではやはり市民のニーズに応えられないというか、かなり無駄なことが多い状況になっております。

また、現在の利用者の方のアンケートで、現状の変更については大変困るという意見がたくさん出されておりますのは、要するに今のバスで利用できるところに住んでいるか、ないしは今のバスを利用するために自分の生活を変えて、何とかそれで毎日というか、買い物なり、いろんな足を確保することができる立場の人なんですよ。結局どういうことかといいますと、特に北部ルートなんかで見ますと、ぐるっと回ってなんていうよりも、直接駅や役所へ出たいという人がほとんどで、ぐるっと回って何十分もかけてということだとか、あるいは今、本当にバスを望んでいる人は、500メートルも歩くのが大変、要するに自転車にも乗れない、車にも乗れない、高齢化も進んだ。そういう人たちが求めておるわけで、なるべく近くに停留所がなければ、やっぱり利用することができない。だから、結局、せっかくあっても、例えば1キロ歩いていくということはなかなかできないというような状況の中で、さっき申し上げましたように福祉センターや弥富駅へ出る場合は、桜学区や弥生学区のかなりの人たちはそういう利用ができるわけですね。バスを利用しなければならない人というのは、やっぱり本当に体が弱かったり、車に乗ることができないという条件の人たちであることを考えると、今、市長が巡回バスに戻すということもおっしゃられましたが、巡回でもなかなかそういう人たちのニーズに応えられない。特に中心市街地から離れたところ、まだ桜学区だとか弥生学区はいろんなお店もあるんですが、十四山なり、栄南学区のほうに行くとほとんどお店がないというような状況の中で、日々の生活にも買い物ができなければというようなことで、そこをやっぱり皆さんを乗せてくるというのは、かなり対象から考えて難しいことだと思います。

そういうことを考えますと、今、市長がおっしゃられたもとの福祉バスに戻すというのも一つの選択の方法であると思いますが、それにしても、その場合も停留所だとかいろんな問題はよく考えなきゃいかんし、あるいは今の程度の便数や費用でそんなにいろんな多目的な利用というのはやはり限られてきますので、基本的には交通弱者への対応ということを基本にしたものにするのとあわせて、ぜひ一度私はやっぱり、取り入れるかどうかは別にしまして、今、玉城町なんかでやっているデマンド方式がどの程度弥富市の市民の方のニーズに応えられるかということについては、一度本格的な調査を専門家に協力していただいてして、そして、いろんな選択肢を市民の皆さんにも示しながら、弥富市としては、現在市ができる、あるいはしなければならぬ最良の選択として、こういう方法でという方向性を出しながら、市民の意見も聞いて、最終的に決めていくという手だてをとっていただきたい。

デマンド方式という予約方式は、一般的にいいますと非常に手間も暇もかかる、あるいは乗る人たちも不便だというような認識もあるわけでありましたが、私自身があそこへ行って見た限りでは、やっぱり最近のコンピューターやそういうものを使う時代のいろんな技術を活用する。しかも利用する人たちは、一部はスマホなんかを使っていますが、大部分は電話の

予約ですよ。それで、入力の方法はいろんな方法でそんなに不便じゃない方法でやれる仕組みを確立しておりますので、この仕組みについては、やはり最新の仕組みで、費用もどうも調査だけだったらかからんと思いますので、一度ここで大幅に動かすというのなら、選択肢の一つに加えていただいて、調査をしていただいて、市民に示していただくということも含めて、今、市長がおっしゃられた抜本改正の方向に向けて、ぜひ進んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、デマンド方式、あるいは一定の場所に来ていただいて、そこから市民の皆さんに御協力いただきながら直結していくというような方式も含めて、しっかりと時間をかけて協議をしていきたい、検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） それでは、続きまして、障害者の、特に重度障害者の皆さんのタクシーチケットと自動車税の減免の重複利用という問題ですが、これにつきましては、さきに両方を使うというのは不合理ではないかというような市の判断もありまして、どちらかというふうにされたんですが、問題は、家族の運転に頼らざるを得ない重度の障害者の人たちですね。確かにこの人たちは、家族の運転で自動車税が減免されるというのはかなり重い障害に特定されておりますので、その場合ですと、確かに日常生活全体の中では、家族がうちにいる夕方なり休日でも家族の車を使うということがあるんですが、もう一方で、通院だとかというような、家族が働きに出たり、この時間帯というのは結局タクシーを使うとか、いろんなことが出てくるわけですよ。そうしますと、やはり重度の障害であることも考えますと、両方の併用がある程度合理的な方法でされないと、障害者の人たちが社会生活や日常生活に不便を来さないような支援を国や地方の責任でしていくという趣旨に合わせて考えてみますと、重度障害者の皆さんに対しては一定の双方が使える仕組みというのを、一定の条件は当然決めることになると思いますが、やる必要が、制度の趣旨からいって、また障害者に対する施策、バリアフリーや何かの考え方の基本からいっても必要ではないかと。以前も少し時間をかけて検討したいというようなお話もございましたが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 三宮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、心身障害者福祉タクシー料金助成事業でございますが、今年度より、今議員がおっしゃいましたように自動車税の減免を受けている方は対象外とさせていただきます。

理由でございますが、自動車税の減免は、身体障害者本人が運転、使用する場合や、障害者と生計を一にする方や、常時介護をする方が障害者の通勤・通学等に使用する場合、減免を受けることができるものでございます。したがって、自動車税の減免を受けておみえの方は、障害者の方の移動手段である自家用車を所有されておまして、障害をお持ちの方のために使用する目的で自動車税の減免を受けておみえであり、車での移動が可能かと思えます。しかし、車を持っていなかったり、車が家にあっても減免を受けていなければ、障害者のために使用される車ではないことから、障害者の主な移動手段としましてはタクシーやコミュニティバスになろうかと思えます。

障害者の方のために減免を受けている車がある方とない方を同じ位置づけにするのではなく、自動車税減免を受けられた車がない方への移動手段の支援ということで交付をさせていただき、減免を受けている方は対象外とさせていただきました。

ただ、自動車税の減免を受けてみえる方が、病気や出産等で一定の期間運転ができない場合には、障害者の送迎もできないということでございますので、平成25年度より特例といたしまして、運転できない期間につきまして、一月4枚のチケットを交付させていただきよう改正をいたします。

なお、先ほどから重度障害者ということでございますが、重度障害者であるという判定をする基準がございません。仮に手帳の等級の上の方を重度障害者と考えた場合、級が上でも車の運転ができる方、逆に級が下でも運転のできない方もございます。運転できるかできないかは、障害の等級ではなく、障害の区分により違ってまいりますので、身体障害者手帳等の等級で判断をすることは難しいと考えます。障害者手帳をお持ちの方で、現在交付対象となっている方皆さん一律の支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 自動車税の減免で対応しているからいいではないかというあれなんです。結局、今、私が申し上げましたように、この問題は、家族にもいろいろあって、常時介護できるような状態というんですか、父親なり母親と息子さんが住んでおるような状況を考えますと、そんなふうにはならないですね。だから、働かなきゃ暮らしが成り立ちませんので、そうしますと、今言ったような問題が絶えず発生してきますので、これはやはり、今おっしゃられた、とりあえず一定の期間だとか条件の中で一定枚数については新年度から対応するというものですから、それはそれで私は一歩前進だと思いますが、やっぱり本当に障害を受けている、いろんなハンディを持っている人たちが、社会活動や、あるいは日常生活に可能な限り不便を来さない仕組みにしていくというか、全県的に見ましても、この海部地域にしましても、枚数は弥富がこの海部地域で幾らか多いかもしれませんが、併用という

のが主流ですよね、全体の中では。やはりそうした検討については今後もお考えいただくことを強く要請して、次の質問に移ります。

3つ目は、介護認定を受けている皆さんに対して、高齢者福祉タクシーということで24枚交付をして、これは介護高齢課のほうの事業となっていると思いますが、ところが、本来は身体障害者手帳をとれば、そちらで支援が受けられるわけですから、とればいいわけですが、残念ですが、ずっとこの税の障害者控除、要するに介護度の重い人たちで、税法上でいうと重度障害者になるような人たちに、障害者手帳を持っていない人たちに対して、毎年、恐らく200を超えるような税の控除の免除の認定証が必要ですかという案内を出して、発行していますよね。なぜそういうことが起こっておるかというのと、やっぱり医師不足だとか、医師の仕事が非常に今過重になっておる中で、実際にリハビリなんかをやる施設に入所してありますが、診断書がなかなか書いてもらえないとか、そういうことがあって、今みたいなことが起こっておるわけでありますので、せめて重度の介護認定を受けている人たちに対して、希望があれば、通院や日常生活に最小限必要なタクシーチケットについては障害者並みの給付をするというか、そういうことについてはできないか。どういうふうにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の御質問にお答えいたします。

高齢者等福祉タクシー料金助成制度でございますが、介護保険法の要介護認定、または要支援認定を受けた方で、介護老人福祉施設等に入所していない方はちょっと除外させていただいておりますが、この方々が医療機関に通院する場合、タクシー料金を助成するというところで、利用券1枚につき基本料金とお迎え料金を助成しているところであります。

本年度までは医療機関に通院するときに限定しておりましたが、平成25年度からはその制限をなくし、買い物等などにの用途にも利用できるように変更させていただくようにしております。

重度の要介護認定者の方の移動支援についてでございますが、サービスを拡大するかということは今後十分検討していく必要があるかと思っております。サービスを拡大すれば、また反対にやむを得ずサービスを縮小しなければならない場合も生じてくるやにも思っておりますので、もう少し慎重に考えなければならないと思っております。

なお、海部津島地域の周辺市町村の状況でございますが、要介護及び要支援に認定されている方々を対象としたタクシーチケットの助成につきましては、当弥富市と飛島村でございまして、あとの他の周辺市町につきましてはまだ実施前でございますので、このままの現状でいきたいと思っております。



なお、もう一つ、要介護度の高い方でございますが、このような重篤な方というのは、やはり外気の雑菌に対しての抵抗力も非常に弱い方が多くて、その移動については慎重に取り扱うべきだと考えております。重篤な方につきましては、訪問看護とか訪問リハビリ、あるいは往診等というのもございますので、そちらのほうも使っていただければと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、高齢者の対応で弥富と飛島だけというお話があったんですが、愛西市は、一定の条件の高齢者の人に対して無関係にタクシー券を交付しておりますので、弥富よりもかなりその意味では進んでいると思いますが、いずれにしましても、通院だとか、そういうことで、2枚という往復で終わりですね。往復で終わりですから、要するに月1回ということですので、これはもう少し必要な人にはふやしていくという方向で、今、慎重に検討したいというふうにお話がありましたが、やっていくべきではないかというふうに思いますので、そのことも含めて御検討いただきたいと思います。

次の質問のほうでももう少し、これは福祉課と介護高齢課と双方にかかわってくる問題だと思いますが、中心市街地から離れた人たちですね。先日も相談がありましたが、結局2枚使っても、まだ自己負担が片道2,000円なり2,500円かかると。5,000円で、しかも月に2回通院をしなきゃいかんような病気の状態だということを考えると、やっぱり本当に中心市街地や通院できる条件の近くにある人たちにとっては、今の制度というのは非常にありがたいんですが、中心市街地から離れた弥富のほかの地域というのは、そんなに住んでいる人が多いわけではありませんが、この負担というのは相当なものですので、この面では、交通弱者に対する基本的な生活権の問題、それからバリアフリーでいいますと、ガイドヘルパーについては無料でそういう人には人はつくことになっておりますが、ところが、交通の手だてについては自己負担ということですので、そのことも含めて、もう少し実際にそういう障害だとか、いろんなハンディで日常生活や社会参加ができないような状態を可能な限りなくしていくという制度の趣旨からいうと、実際に効果のある方向に研究をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

心身障害者福祉タクシー料金助成事業でございますが、心身障害児・者が日常生活を容易に行うためにタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより福祉の増進を図るのが目的であり、生活行動範囲の拡大、通院・通所及び社会参加を促すものでございます。

中心市街地から離れた地区ということでございますが、この事業は社会参加という目的か

らって、外に多く出ていただきたい。利用される方の利用目的は、海南病院への通院だけではなく、買い物や近くの医院への通院、趣味や事業に参加するための外出等、それぞれ違います。また、住んでいる地域によりまして交付枚数を変えることは、どこを基準とするかなど大変難しい面もございまして、他の市町村を見ても、一律で実施しておみえでございまして、現状の交付方法が適当であるというふうを考えております。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、課長がおっしゃられた、そういう社会参加や日常生活、別に私、海南病院の通院だけを問題にしておるわけではないです。だって、栄南学区にしたって、十四山にしたって、眼科なんかないでしょう。やっぱりここまで出てこなきゃいかん条件が結構そういう人たちの生活にはあるわけですね。その日常生活を改善するということだと、弥富市は非常に南北に長い。それから、中心市街地周辺にたくさんの方が住んでいるということで、その一定のエリアの人たちについていうと、今の100%か、あるいは50%ぐらいの負担でできるわけですが、そうでない人たちですね。そんなに多くはないんですが、それしか交通手段のない人たちにとっては、本当に通院するのに毎回4,000円、5,000円という自己負担というのは、これは本当に大変なことで、一度この弥富市の特徴、結局どういうことかということ、今のバスなんか利用できないような人たちですね。そういう人たちが日常生活の安全や安心を確保するという意味でいうと、よそがやっていないからやらないという話じゃなくて、必要があるかどうかという御検討をしていただくことを強く求めて、ちょっと私もほかにたくさん質問したいことがありますので、そちらに移らせていただきますので、よく御研究いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、中・長期的な財政計画を確立することについてお尋ねをいたします。

まず最初に、弥富の福祉を後退させないという市長の、さきの私の質問に対しても、今もそれは変わらないというふうに御答弁がりましたが、現在の市の状況から見て、どういう決意や方向でそういうことを担保していくということなのかを最初にまずお尋ねしたいと思います。

国と地方の借金の急増が放置できない深刻な問題となっております。弥富市の借金につきましては、長期借入金とは公債とっておりますが、18年4月1日の合併前には114億7,600万円ほどでありましたが、6年後の23年度決算時では162億9,700万円ほどとなっております。1.42倍となりました。借金の性質によって、大きく3つに分けることができますが、まずその1つは、普通債と呼ばれる返済を基本的に市の責任と負担で行うというものでありますが、合併時47億7,600万円だったものが、23年度末決算で47億9,300万円で、ほど横ばいで、ここは借金はふえてないんですね。もう1つは、本来国が地方交付税として負担すべき

ものですが、国の収入が非常に不足をしているということから、市町村の責任で借りておいて、返済の費用は、市町村の財政力に応じて国が負担をするというような仕組みになっております臨時財政対策債等の借金であります。合併時44億4,500万円ほどから、現在は23年度決算で62億1,900万円で1.4倍になっております。3つ目は、公共下水道と農村型下水道とも言われます集落排水事業の借金が合わせて合併時22億5,500万円だったものが、23年度決算時では52億8,400万円で2.3倍を超えております。特に公共下水道は今後大幅な借入金と返済額が増加することになっております。議会に配付されております資料でも、現在の計画が順調に進んでも、平成53年度には下水道だけで1年間の借金返還が6億7,000万円ほど、平成36年度から50年度の間は下水道料金で賄えない負担が年間一般会計で4億から5億円近いものをずっと負担しなければならない。当然その前後には、それに向かってふえていく分と、それからだんだん減っていく分がありますので、ずっとそういう負担が続きます。

既に大規模修繕が各地で発生する状態が予測されて、平成65年度まではその大規模改修等の費用の積み立て等は一切計画もないという市の下水道事業計画が現在のものであります。

先ごろの高速道路のトンネル事故をきっかけに、日本の公共事業は、つくるだけつくて、維持管理や改修のことを考えていないことが大きな問題となっておりますが、下水道事業は最もその傾向が強いものの一つであると思います。心配されている巨大災害対策への庁舎の改築のための40億円ほどの事業も進行しておりますが、その性質上、大部分を借金で賄うことになり、借入金の額も年ごとの償還金も大幅にふえることになります。

全国的に見ますと、弥富市を含む尾張地方の9市は大変地味で、借金も全国平均に比べると少ないほうであります。22年度決算ベースで見ますと、弥富市の一般会計の総支出に占める公債費、借金の返済額の割合は弥富市が一番低くて、6.8%、一番高いA市が11.5%となっております。弥富市が同じ割合で借金返済をするとして計算をしますと、これは全国の市町のやつが総務省で出ている資料を使いましたので、22年度の資料の数字を用いますが、弥富市は年間の返済額が元利を合わせて9億7,500万円ですから、それをもとに試算しますと、歳出全体を11.5%に直しますと16億5,100万円。弥富市の22年度に比べて6億7,600万円もの余分な負担となることとなります。防災や学校、保育所などの必要な施設整備のための事業は、現在の国の制度上、借金をしてでもやらなければなりません。可能な限り借金を少なくする特別な努力も求められております。子育て支援の充実で、働き盛り世代の定住人口がふえたりして、市税の安定をもたらしておりますし、人口や子供の減少防止も目立った結果が、この間、他の市町に比べても出てきております。

また、介護保険制度の導入以降は、それまでは扶養家族として保険料などの負担がなかった人が、全く無収入でも介護保険料だけで年間2万4,500円を超える。あるいは扶養家族になっている人だと、さらに大幅な負担があります。加入者の所得が減った中で、国保税収入

を確保するためには、皆さんの所得が減るたびに税率を上げるというようなことも既に限界に来ております。

つい先ごろも、この本会議場で、先ほども申し上げましたように弥富の福祉は後退させないという基本的立場に変化はないという御答弁をいただきましたが、今日の状況のもとで、どのような方法と決意でこの立場を貫かれるのか、まずお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

大変重要な問題というふうに私自身も位置づけしておるわけでございます。弥富の福祉は後退させない、あるいは市のしっかりとした基本的な役割を果たしていくということを、私、日ごろから申し上げておるところでございます。

昨年度は第3次弥富障害者福祉計画、あるいは第5期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定させていただきました。この計画に沿いまして、市民の負託に応えるべく最善の努力をしているところでございます。

もちろん市民の皆様にも大きな御負担をいただいていることも事実でございますけれども、そういうような財源を含めまして、私はさまざまな福祉事業という形の中で、現在展開させていただいているというふうに思っておるところでございます。

その裏づけといたしまして、障害福祉関係の扶助費の推移を少し見てみますと、平成20年度は2億5,000万でございました。そして、平成21年度には2億9,000万円で、4,000万円の増でございます。そして、平成22年度には3億5,000万、6,700万円の増ということでございます。そして、平成23年度には3億9,000万と、毎年大きく伸びてきておるわけでございます。3年前に比較しても50%増というような状況の中で、福祉の扶助費が発生をしてきておるわけでございます。

そうした形の中で、我々としては毎年大きな予算が必要になるわけでございますが、厳しい財政状況ではありますけれども、しっかりと市の役割を果たしていかなきゃならないというふうに思っておることに変わりはありません。

そういうような状況の中で、中・長期的な財政計画はどうだということでございますが、今、弥富市の中期財政計画の中で、この手元にあります財政計画を平成25年度から29年度の5年間の財政中期計画を財政課を中心にいたしまして策定いたしました。

この問題につきましては、後ほど総務委員会、あるいは全員協議会の中で議員の皆様にもお示しをしていきたいというふうに思っているところでございます。

計画の目的は、いわゆる第1次総合計画に基づく財政の負担というか、補完をどのようにしていくかということが大きな骨子でございます。過去5年間の財政計画につきましては比較的順調に推移をしてまいりました。平成23年度税収は75億というような状況になって決算

を迎えたわけでございますけれども、平成24年、当年度につきましては、前から申し上げていきますように、いわゆる市民税の所得の減という形の中で個人市民税が大きく減退をしているところでございます。また、法人税につきましても、法人税率の変更等々で、これも減ってきているという状況でございます。しかし、私どもの基幹税として一番大きな構成比を占めております固定資産税につきましては、平成23年度までは順調に伸ばしていただきましたけれども、ことしは評価がえの年でもございます。そういうような状況の中で、1億数千万の大きな減少になるだろうというふうにも見ておるわけでございます。

そうした形の中で、今後5年間につきましては、どのような状況のことを考えていかなきゃならないかということで、少しお時間をいただきお話をさせていただきわけでございますけれども、まず個人市民税、あるいは法人税、固定資産税というのは、23年を一つの契機として大きく減退をするということを思っております。そして、これが中・長期にわたるだろうというふうにも思っております。いわゆる経済の復興ということが望まれるわけでございます。景気対策が望まれるわけでございますけれども、大変難しい状況にあるのが今の日本の経済ではなかろうかというふうに思っております。

あるいは地方交付税につきましては、私どもは旧弥富町、そして旧十四山村という形の中で、合併算定がえの特例を今現在いただいております。これが平成28年からだんだん減ってまいりまして、平成33年にはゼロになります。これは、今、臨時財政対策債の話もありましたけれども、合計で約6億円ほど地方交付税という形の中で交付をしていただいているところでございます。

また、市債につきましても、臨時財政対策債、あるいは合併推進債というものを一つの大きな投資的な経費として持ちながら、いろんな事業をこれからもやっていくわけでございます。そうした形の中で、大変市債においても膨らんでくる。あるいは元本の償還金においても大きくなっていくというような形で、公債費も膨れてくるわけでございます。こういうような状態だ平成25年度から続くぞということでございます。

そういう状況の中で、歳出の見直しをどうしてもやっていかなきゃならないというふうに思っております。一つは、人件費の見直しでございます。一つは、扶助費の見直しでございます。いわゆる義務的な経費と言われる医療、介護、福祉、あるいは生活保護費を含めたところの少子・高齢化時代における扶助費は、来年度、平成25年度から毎年2%弱ふえるというのが弥富の今の5カ年計画の大きな実態でございます。こういう実態に対して、我々はきちっと位置づけしていかなきゃならない。

そしてまた、公債費におきましても、先ほど述べたとおりでございます。いろんな事業をやっていくためには市債を発行し、公債費も伸びてくるわけでございます。

一つの大きなプロジェクト事業といたしましては、今計画をしております庁舎の建設でござい

ざいます。平成28年を目途として、新しく庁舎をやっていきたい。総額50億を超える大きなプロジェクト事業でございます。そして、平成25年、26年度の中で白鳥の保育所の改築を考えております。これも7億円前後の投資になってくると思います。そしてもう一つは、佐古木の駅前の南側でございますけれども、この整備計画を平成25年、26年の中で何とかやっていきたいという計画を持っております。そういうような状態で、これからの投資的な経費というのが必要になってくるわけです。

しかしながら、これだけでは実は財政という形の中では投資的な経費をおさめるわけにまわりません。現在としての一般財源は6億という形の中でこれからもしっかりと組み、さまざまな整備計画を前に進めていきたいというふうに思っております。

そういう状況の中で、第1次総合計画を見直すということでございます。まず我々がしっかりと取り組まなきゃならないのは、歳入に対しては、いわゆる税の未収金対策でございます。しっかりとこれを計画的にお願いをしていかなきゃいかん。税の公平さという形の中で御負担をいただかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。そういった収納対策に対して、少し強化をさせていただかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、市民の皆様の御協力をお願いしたいというのが1点でございます。

それから、保育料の見直しにつきましても、先回は、皆様方の今の社会経済の状態から値上げすべきではないという御議論の結果、お話をいただきました。そういう状況の中で、午前中にもお話がありましたけれども、国のほうとしては、新子供システムという形の中で制度設計をされようとしております。この辺のところを私たちはしっかりと注視していきたい。そして、県レベルで保育料ということについても一度協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、歳出に対する取り組みと申しましては、第1次総合計画を来年度、平成25年度前期計画を見直すことになっております。そういう状況の中で、見直すべきところ、1つは、この事業を進めなければならないという形の中で、前に進める事業は進めます。そして2つ目は、事業としては進めなきゃならないだろうけど、少し時間的な余裕を持たせていただきたい。要するに進捗状況を先に延ばすというような状況もあり得るということでございます。もう一つの考え方は、大型プロジェクトにつきましては、やるかやらないか、凍結をするかという選択をしていかなきゃならない、そういうふうにも思っております。

そういう状況の中で、今、一つの考え方として持っているのは、凍結する事業といたしましては、JR及び名鉄の駅の整備計画につきましては凍結をさせていただきたい。これから2億ずつ積んで三十数億のお金がかかります。当面できる課題ではないというふうに思って、凍結をさせていただくということをあえてこの本会議の場でお願いをしていきたいというふうに思っております。

そのほか、取り組むべき行財政改革はたくさんありますけれども、我々職員も身を切る覚悟でこの行政改革をしていかなきゃならないということで、つい先日も、全ての職員に対して、いわゆる給与の減額を考えていくということを申し述べました。3%以上5%未満で全職員の給与を減額させていただきたいというふうに思っております。特例期間といたしましては、平成25年からの3年間、いわゆる給与の減額と率を実施していきたい。今後、職員組合としっかりと協議をし、来年の3月の議会に改定条例案として出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのほか、地域公共交通の見直し、あるいは扶助費の見直し等々についてもしっかりと精査をしていかないと、中期の財政計画が全うできないというふうに思っております。大変厳しい状態でございます。御理解をいただきながら、この福祉政策についての財源を確保しなきゃならないというふうに思っておりますので、三宮議員にお答え申し上げます。

また、中期財政計画につきましては、総務委員会、そして全員協議会の場でしっかりと皆様方に御理解いただくように御説明させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 市長の答弁が大変長かったもので、時間がなくなりましたので、最後に一つだけ、特に今まで国に対していろんな要請をしていただいたんですが、なかなか国が財源不足を理由にして聞き入れていただけない。消費税の一部を回して財源確保をというふうに言っておりますが、問題は、この間、税収が1996年に比べて、2010年は90兆3,000億円から76兆2,000億円で、14兆円を超えてマイナスになった。この一番大きいのが法人税の減税なんですよ。法人税が21兆円から11兆3,000億円で、9兆7,000億円も減っている。どういう減り方をしておるかといいますと、例えばこれは政府の資料ですが、資本金1,000万円以下は所得の23%を税金、資本金1億円以下のところは25.9%、資本金10億円までは27.7%ですが、10億円を超えると19.6%しか税金を払わないだとか、それから大金持ちにつきましては、例えば申告所得100億円を超えると14.2%、300万、400万のサラリーマン並みの税金しか払わないような仕組みが横行しておりまして、結局消費税で国民が高齢化社会のためにとって納めた額が、この間、こういう減税でほとんどなくなっておるんですね。もうけておって払わないという仕組みが大企業や大金持ちの間に横行しております。原発と同じで、こういう税収と使い方の仕組みが本当に国民に納得いくような形で明らかにされずに、国民からどんどんどん負担を求めるやり方が横行するし、もう一つは雇用破壊ですね。このことが、あわせて本当に国民の皆さんの苦しみや市町村の財政をこういう窮地に追い込んでおります。高齢化が進行すれば、当然一定の費用はかかるわけでありまして。市長がおっしゃられたとおりです。

したがって、やっぱり国の言い方をウのみにして、それに対して、少し直してくださいじ

やなくて、こういう問題を本当に国民的にも考える。市長会やそういうところでも、本当に日本の現在の税負担や財政の方向というのはどうなっておるかということきちっと御議論もいただきながら、必要なことは国に要請していくという方向も含めて、今後いろいろ御尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

大変厳しい地方財政でございます。そういう状況の中におきましても、国民生活、そして基礎自治体という形の中での運営をしっかりとやっていかなきゃならないわけでございます。そうした形の中におきましては、十分な財源を確保するということに対して、国のほうへ市長会等を通じて要望してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

5番（三宮十五郎君） これで質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は3時5分とします。

~~~~~

午後2時54分 休憩

午後3時03分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 弥富市に滞納が過去5年間幾ら金額があるかということ、それから、2年以内の滞納金額は幾ら、この2つをまず。総務部長がいいな、よう知っとるな。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 過去5年間の市税の滞納状況ということでよろしいですね。

まず平成19年度でございますが、国民健康保険税、以下も一緒ですけれども……。

18番（大原 功君） 主なものだけでいいわ。

総務部長（伊藤敏之君） 国保税も含めた市税の総額で申し上げます。19年度につきましては2億1,600万円……。

18番（大原 功君） 合計でいいわ。過去の5年と、それから2年以内のものは幾らということ。

総務部長（伊藤敏之君） 5年間といたしますか、現在、繰り越しをした額の合計につきましては9億4,300万円でございます。

18番（大原 功君） それだけ滞納があるの。

総務部長（伊藤敏之君） 5年間といたしますか、5年過ぎても残っておる滞納額の合計、滞



納の累計が9億4,300万円でございます。24年度の現時点でございます。

それで、2年間とおっしゃられましたけれども、平成22年度1億9,500万円、収納率にしまして97.69%、23年度におきましては1億9,900万円、97.71%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、憲法30条に条文というのがあるけれども、これはどう書いてありますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 憲法30条の条文ということでございまして、これは、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うという条文でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 2年間で滞納額が約3億8,000万ぐらいということであるんですけども、そうすると、滞納利息は2年以内は何%で、2年を超えたものは何%ですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今、議員がおっしゃられました2年を超えたら幾ら、2年以内は何%ということではございません。1カ月を超えたら、全て14.6%でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、国の法律とはちょっと違うんだね。2年以内は年4.3%、2年を超えたものは14.6%になっておるわけね。これ、私、調べてきましたから、こういうふうになっています。違いますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 国の何%というのが、ちょっと議員、勘違いされてみえるんじゃないかなと思うんですが、1カ月以内が4.3%で、1カ月を超えたら14.3%。うちは14.6なんですけど、今、14.3と言われましたよね。

18番（大原 功君） 14.6だよ。

総務部長（伊藤敏之君） 14.6です。済みません。ということですので、きちっと確約はできませんが、それと間違えてみえるんじゃないかなと思います。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） この間、まだ1週間ぐらい前だったかなあ。今の現行金利が安いということで、この利息についても滞納者が多いので、利息の分をできるだけ緩和をするということで、この間新聞に載っておったわけですね。そうすると、2年間の滞納の延滞利息は幾らになっていますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 延滞利息、先ほど言いました14.6%が延滞金の利率になります。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私が聞くのは、5年間の9億3,000万あれば、その中についての延滞利息というのはまた別でしょう。延滞利息も含めた金額が9億4,300万ということか。私は、延滞利息の分の利息分を聞いておるわけ。2年以内の今年4.3%というやつ延滞利息。延滞利息と延滞金とは違いますからね、そうでしょう。それを聞いておるわけ。それをプラスすると幾らになるかということ聞いておる。わからな、わかる人でいいわ、まあ。

議長（佐藤高清君） 収納課長。

収納課長（山守 修君） 議員の御質問についてお答えします。

まず、延滞金……。

18番（大原 功君） できるだけ大きい声で言って。わしは耳が遠い、年とっておるから。

収納課長（山守 修君） 失礼しました。延滞金についてでございますが、本税が完納されないと延滞金の額が定まりませんので、納まるまで金額はわかりませんので、今、滞納繰り越しを含めた金額につきまして、先ほど部長のほうから、24年度に繰り越した、いわゆる滞納分ですね。今までの分と23年度の現年分を徴収しなかった未納の分を合わせて9億4,300万ということございまして、利息につきましては、延滞金につきましては、先ほどもお話ししたように、本税を払っていただいて初めて決まるものですから、ちょっと今幾らということは把握しておりませんので、御理解のほうをお願いしたいと思っています。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、私もいろんなところで調べてきましたんですけど、農家で資産を持ってあって、税金を払っていないところがあると思うんだけど、これ何件ぐらいありますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 滞納者の、今、農家の方とか、どういう職業の方という仕分けについてはしておりません。ただ、農家の方で滞納ということではなくて、固定資産税を、土地、固定資産を持ってみえる納税者の方が滞納されてみえる人数というのはわかりませんが、農家の方が何人という数は把握し切れておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） やっぱり中に聞くと、市民税だけは払うけれども、固定資産税は滞納というやつ。それから逆に、固定資産税は払うけど、市民税だけは滞納という、そういうのはあるかないか。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） その点についても、やはり議員のおっしゃられるように、一つの

税は納めて、違う税が納まっていないという例もございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） やっぱり先ほど言ったように、憲法30条の納税の義務、こういふことがあるんだから、やっぱりこれだけの金額があれば、弥富市の今の税収の約1割以上ということになるわね。そうでしょう。これだけあって、先ほど三宮議員が言われたように、やっぱり景気が悪くて、市長なんかよく税に対してクリアをよくしてみえるけれども、3年前には国民生産は約530兆円あったわけね。今年度だと約480兆円。50兆円ぐらい減っておるわけね。市長の言われることはよくわかるんですね。だけど、本当に真面目に払っている人が、今のこれだけの金額があって、テレビなんかでこれ放映されておりゃあ、俺、払っておっても何だと。5年間過ぎたら、もう時効になっちゃうがやというふうになったら、払う意欲の人がなくなっちゃうと思うんだ。だから、やっぱり税収をきちっと取っていただくということが必要だから、極端に税金を取れといたって、ない人に課税をかけておいたって、これは消してやらないかんと思うんだわ、やっぱり。何にもない人に、もう一遍税金がおまえ残っておるよと言ったって、取るものがないわけだな。

それと、今、国のほうでも国民年金、これは国の制度ですね。国民年金で、今、16万人の方が差し押さえをされておると。それからもう一つ、携帯電話。携帯電話は175万人というふうな数字が出ております。だから、かなり生活がえらいという人が見えるわけですけども、私はやっぱり生活保護でも、今までいろんな会社におって、税金も払って、そうしたけど、解雇されたり、会社が倒産したりということがあるんですから、そういうのがあれば、もう何も取れんところは、この残高を残すんじゃなくて、やっぱり引いてやってほしい。これはやっぱり当然のことだと思う。だから、こういうことを含めて、今後、税金に対して、できるだけ検討してやってください。

次に入ります。TPPに参加したら、どんなデメリットが出るのか。開発部長はよく知ってみえると思うので、アメリカから1キロの米を日本が買ったとき、今、関税は778%かかっておりますから、これを引くと1キロ当たり幾らぐらいになりますか、お米の値段。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、大原議員の御質問にお答えさせていただきます。

米につきましては、米のほとんどが外国産米にかわるということで、日本では10%が残り、あと残りの90%がほとんど置きかわるということで、アメリカ産につきましてはキロ57円というふう聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、日本では平均価格が1キロ当たり308円、関税をかけておるアメリカの米では1キロ当たり318円というふうになっておるわけね。だけど、今、計算する

と、57円ということは、60キロで3,500円ぐらいから4,000円ぐらいになっちゃうな。日本だと1俵1万5,000円。そうすると1万1,000円ばかり安くなるわけやね。こういうのでデメリットになるということと言われると思うけれども、それからもう一つ、次に、今聞いたからいいにして、開発部長に、9月の一般質問で食料自給率はカロリー計算でという答弁があったね。このカロリー計算を私もちょっと計算したんですけども、白米のときの100グラムのカロリー計算と御飯にしたときのカロリー計算は違うわけですね。これ何%になっていますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 申しわけございませんが、そのカロリーベースの数字しか把握しておりませんので、御飯にした場合についての何%ということはちょっとお答えできませんが、カロリーベースでいいますと13%ということで前回のときにも話をさせていただいておりますし、これは、済みません、愛知県でいいますと、カロリーベースで13%でございますが、全国的でいうと食料自給率が39%ということで掌握しておりますが、先ほど言いましたように御飯についての何%ということはちょっと掌握しておりませんので、申しわけございません。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 白米の場合は100グラムで356キロカロリー、それから御飯にした場合は同じ100グラムで168キロカロリー。これを約800万トンで計算すると、2年前は米の生産量は約800万トンであったので、それで計算すると2兆8,480億キロカロリー、これが米の場合ね。米を今度御飯にした場合、これは1兆6,800億キロカロリーというふうなんですね。そうすると、この39%はどこから割り出したんだ。食料自給率というのはどういう計算で割り出すのか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） お答えします。食料自給率とは、国内の食料消費が国内の農業生産でどの程度賅えるかということで示しております。米だけの対象で申しますと正式には自給率ではございませんが、弥富市の例でいいますと、米の自給率、消費の、市内での米の生産量で賅える程度については、自給率となれば223%ということになります。これもあくまでも愛知県レベル、全国レベルで申し上げますと、都道府県の22年度のカロリーベースでございますが、愛知県では全国42番目の13%ということになっておりまして、農業生産算出額によりまして、耕地面積の1ヘクタール当たりの人口等を計算しまして、このカロリーの低い野菜とか、自給率の計算がされまして、カロリーベースが計算されるというふうにお聞きしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番(大原 功君) そうしたら、今年度の米生産率がこの間発表されたけれども、これは何万トンになっておりますか。

それから、来年については米が2万トンの削減ということで発表されておるんですけど、そうなると、これについて、農家にとってはデメリットになるんですか、ならないのか。

議長(佐藤高次郎君) 石川開発部長。

開発部長(石川敏彦君) 農業面でのメリットでございますが、メリットにつきましては、良質な農産物をつくることや、地域でとれた野菜等につきまして消費する地産地消、加工品の開発とか、消費に対する視点に立ちまして、安心・安全な付加価値の高い農産物を産地一丸となって供給していくのが大切だというふうに思っております。これらのことから、今回の割り当てられましたトン数におきましては農家の方には打撃が起きるといふふうには考えておりますが、外国産に負けない程度の農産物の太刀打ちできるような特色のあるブランド商品をつくっていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

議長(佐藤高次郎君) 大原議員。

18番(大原 功君) ことしの米の生産量は何トンでしたかということ。来年は2万トンの米が減反をしなければいけないということでもう政府が決めておるわけね。それはなぜ、自給率を39%というのを今言っておるのに、米が大事だと言っておるのに、今減らすということは農家にとってデメリットにならんのかということ。その2つ。

議長(佐藤高次郎君) 石川開発部長。

開発部長(石川敏彦君) 済みません。まだ発表された段階で、私のほうの試算をしておりますので、そういった結果につきましては、また決まり次第、御報告させていただくということでもよろしく願いいたします。

議長(佐藤高次郎君) 大原議員。

18番(大原 功君) 農業を担当しておったら、やっぱり新聞は、私は中卒だから一生懸命新聞を読んで、皆さんに負けんように一生懸命やっておるんだけど、あんなら、大学を出ておるんだから、私の聞いたぐらいのことはやっぱり答えないかんと思う。791万トンね。来年はこれまた2万トン減ってきますから、恐らく780万トンから70万トンぐらいになってしまうわけね。

そうしたら、次にもう一つ聞きますけれども、日本政府がアメリカから買い上げておる政府米、これは何トンぐらいありますか。

それからもう一つ、政府が備蓄しておる米、これは何トンぐらいですか。

議長(佐藤高次郎君) 石川開発部長。

開発部長(石川敏彦君) 備蓄につきましては76万トンというふうにお聞きしておりますが、今の政府の買い上げの面積につきましては、ちょっと申しわけございません、ここに今資料

として持っておりませんので、また後日報告させていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 備蓄米は、この間調べてきましたら100トンあります。政府が備蓄してあるの。それから、アメリカから入ってくる輸入米、これについては、日本政府は75万トンを買ってあげておられるわけね。この75万トンを買ってあげておられるのはどうしてですか、開発部長。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） これにつきましては、今の不況とか災害で備蓄という形で買ってあげておられるというふうに思っております。対策として買ってあげておられるというふうに思いますが。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） この75万トンというのは、1995年だったかなあ、たしかWTOに日本が入ったときに、果汁とか、例えばミカンとかリンゴとかサクランボ、こういうので農業政策で当時7兆5,000億というのが対策でやられたと思います。今、ミカンやリンゴなんかはもうかり過ぎておられるというぐらい、当時はいかんと言っておったけれども、でも、こういうので関税を引き下げることで、米だけは残すということで、75万トンというのが政府米として買ってあげ、米についてはみそとか、それからしょうゆ、あるいは菓子、あるいは家畜の餌とかいうふうに大体されておるんですけども、こういうことはやっぱり私が調べるんじゃないで、私は質問するほうだから、質問者が答弁者みたいになっちゃっておるから、この辺のところもやっぱりちょっと考えてもらわないかんということです。

それから、次に行きます。

戸別所得補償というのがありますけれども、これは農家一律について10アール当たり1万5,000円ですけれども、1万5,000円もらうというのには農業共済の加入をしなきゃいかんというんだ。この加入金というのは幾ら払うの。10アール当たり幾らか、100アールあっても幾らなのか、どういう。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 共済につきましては、10アール当たりで計算されておられるというふうに聞いております。10アール当たり幾らということで計算をされておりますので。

18番（大原 功君） 金額は。

開発部長（石川敏彦君） 金額は20円か30円だというふうには思いますが、済みません、今ここにはちょっとデータがございませんので、確認をさせていただきます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） ちょっとこの農業共済というのは、政府機関であるのか、民の団体

であるのか。それと、どこにありますか、これは。この地域、海部地域は。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） 災害補償法に基づいて、こういった単価等をはじめております。場所につきましては、海部土地改良会館の2階でございます。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功） そうすると、いわゆる農業共済というのは、どういうふうに金を使う団体なのか。ただ米を販売する証明をもらうための農業共済だと思うんだけど、この金は一体どういうふうに使われておるのか。例えば対策として置いてあるのか。金額は大体どのくらいありますか、これ。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） これは台風、大雨等の災害が起きた場合について、坪刈りとしての単価をはじめて補償をされるというふうにお聞きしております。ただ、先ほどの件につきましては、数字的なものは私のほうちょっと資料がございませんので、一度確認をとってきます。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功） こういうのがありますね。知ってみえると思うがね。これ、あるんだけど、私の場合だと、土地改良、8月請求ね。ここに土地改良協力金といって4,700円、全部ですると3万720円があるけど、この協力金って何の金だ、これ。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） それは、共済から出ておる4,700円という協力金でよろしいですかね。

18番（大原 功） だから、これについてはわかるよ。見せるわ。

開発部長（石川敏彦） はい。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功） ちょっとそれ、まだ読んどりやあ。

今の負担金とか、そういうのがあって、大体10アール当たり、1反300坪、1,000平米か、こういうふうにあるんだけど、大体8,000円ぐらいで、固定資産税は1,500円か2,000円ぐらいだと思うけれども、1反当たりで1万円ぐらい払うわけだな、大体ね。そうすると、農家で、例えば1町、1万平米をやって、農家の収益というのはどれくらいありますか。わからなわからんでいいわ。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） 済みません。後ほどこれも、申しわけございませんが資料がございませんので、御報告させていただきます。

それと、先ほど4,790円の土地改良協力金の件でございますが、これにつきましては、地区の土地改良区で、多分土地等を持ってみえる方について、非農家、農家含めて、そういった協力金という形で徴収してみえるというふうに思っております。これは地区ですので、私ども市といたしましては、こういった金額についてはきょう初めてお聞きしましたので、もう一度確認をとらせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 前、佐藤議員が聞いたときに、土地改良は公務員に準ずるというふうだった。公務員に準ずるところが協力金を取るということは違法的になるんじゃないかなあと思うんだけど、こういうのも含めて、一遍開発部長はどういうふうに思う。準ずる中で協力金というのはまずあり得んと思う。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 協力金の関係でございますが、先ほども申しましたように地区の土地改良区でございます、愛知県なり市に準じて行うということではございませんので、それぞれの集落よっての土地改良区自体がこういった協力金を求めていますので、今、議員が言われますように、準じてやるという中の協力金とは違いますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、鍋田土地に入るんだな、その金は恐らく。違いますか。地区というのは鍋田地区、私のところは森津のほうにもあり、鍋田のほうにもあるわけやね。その中のやつだから、それは鍋田土地に入るんじゃないの。3つあるでしょう、弥富土地と十四山土地と鍋田土地が。土地改良は公務員に準ずるという話があったから、私は聞くだけなんだ。公務員に準ずるところが協力金を取るということはおかしくないかなあということも思っただけ。

議長（佐藤高清君） 開発部長。

開発部長（石川敏彦君） この協力金というのは、先ほども言いましたように農地を持ってみえる方についての平米幾らという形で計算して、多分協力金という形で出してみえると思えます。海部土地改良区にこれが入るかと言われますと、その地区によって分散されて、納めてみえるかもわかりませんが、海部土地改良区につきましては用水だけでございますので、私ども掌握しておるのは、2,400円が海部土地改良区の用水賦課金として払われます。あと、地元、鍋田土地改良区、今、議員からいただいておりますのは、地元の土地改良区さんの明細でございます、鍋田土地改良区に関係しますと、排水、用水の経費としてこれだけの金額が納めるということになっておりまして、全部が海部土地改良区に入るということではございません。以上でございます。



議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） さっき聞く前に武田君に聞いたんだな。武田君は鍋田だから。武田君が知らんと言うんだわな。だから、武田君が知らんやつを俺が払っておるんだから、ちょっとおかしいんじゃないかということのを思ったわけね。まあ、それは後で調べてもらやあいわ。

それと、今さっき大きい紙があったでしょう。そこに分担金があるが、そこに入れなあかんわな、本当は。そうでしょう。それ、今、入っていないから、平均にすると8,000円だから、8,000円払うんかなあという節があった。その上にそれがあるから、私はその金は一体どういうものかということのを聞いたわけね。いつまで言っておっても時間がたつので、一遍考えてちょうだい。

それから次に、T P Pに参加するとメリット、利益、こういうのがありますけれども、私は、農業者の中では、作業服、あるいは車、ガソリン、電気、農業機械、それから畑・田んぼに肥料、これは大半が外国から輸入されるんですけれども、T P Pに参加すると、農家に利益が倍増すると思っておりますし、また農家の方、それから消費者の方、農業者、こういう方が勉強しないから、農業団体の発言だけを信用しているのではないかなあと思うんですけれども、本当にT P Pをやったら、農家の人は、今、全戸を調べると、大体40%ぐらいの農家の方がもうT P Pはいいんだという話もしております。今、農家は、去年の6月ですか、聞いたときには230万人、平均年齢が68.8歳。だから、大体今だと70歳を超えております。こういう方があるし、それから、農業の生産業者に農地を委託しておるところもようけありますね。こういう人は本当に農家の資格があるのか。

それからもう一つは、農家という人は、1年間に農業作業は何日以上やらないと農家の資格はないんですね。これ何日ですか。含めて。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） これは農林業センサスの関係の統計で申し上げておりますが、農家というのは、耕作面積が10アール以上の方の農業を営む世帯の方を申しまして、統計上でも農産物の販売金額が15万円以上の方を農家というふうに申しております。

それと、先ほど委託されておる方の資格があるかという御質問でございますが、この方々につきましては全部認定農業者を受けておりますので、全員の方が資格があるということでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） これも私は調べてきたけれども、農業資格というのは、20日以上農業をしてなきゃいかんということ。これ、海部事務所に聞いてきたらわかると思う、多分ね。農業者とは認めないよということがあるわけですね。だから、こういうのをやっぱり農家に

きちっと教えてない。ただいかにいかに言うだけで、いかにのは、何がいかんかということね。いかに問題も何も知ることなしに、いかにいかに言うておる。だから、農業団体が本当にＴＰＰに入ると、米が危険だと、安全性が悪いというふうに言われておるんですけども、本当にあなたは外国から入る米は、ＴＰＰに入って本当に衛生上悪い米なのか、そこを一遍聞きます。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） 私、個人的な意見を申し上げさせていただきます。当然デフレということが起きるだろうという可能性が十分考えられます。それと、食品添加物と、それから残留農薬の基準が守られないということで、こういったことの規制緩和によりまして、食の安全・安心が脅かされるというふうに思っておりますし、またアメリカ、オーストラリアに比べますと、国土の面積が日本は小さいものですから、量より質ということで、日本は考えていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功） そうしたら、年末年始には日本の方が海外に約3,000万人旅行に行かれるわけね。この方が行かれて、前後だと20日ぐらいと計算しても、帰ってきて、腹が痛いとか、頭が痛いというのは聞いたことがないね。農業団体も海外へ行っておるわけね。それを食べておって、農業団体がこの米は危険ということはあり得るか。

議長（佐藤高次郎） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦） 御質問でございますが、あり得るかどうかと言われると、その状況によってまた違うかと思うんですが、規制緩和がかけられると多くのものが入ってくるということで、そういった心配が受けられるということで、先ほど答弁させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功） 今、世界中がやっぱり米とか家畜、いろんなものに対して安全基準を設けておるわけね。だから、いわゆる食料の安全ということで、WTOに加盟して、安全対策を全部しておるわけね。そうしたら、今、あなたが言う、いわゆる米に残留とかいろんなものがあるとすると、この300万人という人は危なくて海外旅行に行けんわけだ。そういうふうにとられるわけだ。だから、こういうことを含めて、私は、先ほど言ったように農業団体が発言だけして、自分とこの団体が利益を上げないかんからというだけであって、農業者の本当の利益というのは考えてないんじゃないかなと思うんだね。本人も、農協なんかでも団体で旗を持って海外旅行に行っておるわけだ。危ないところだったら、本当はやめないかんわね。

産業についてもそうですけれども、今、中国なんかだと、大小ありますけれども、約2万

近くの事業者が来ておるわけね。世界中でいったら10万ぐらいあると思いますけれども、1人ずついても10万人おるわけですね。こういうのもあって、海外で生活したり、あるいは留学したり、いろんなことをやってみえるわけね。それを合わせると大体100万人ぐらいおるという計算になりますけれども、実際にこれからの時代は、やっぱり子供さん、お孫さん、次世代が安心して生活できる、あるいは仕事ができる、米仕事ができる、あるいは日本の米が世界に販売ができる。先回も言いましたけれども、弥富市の米に金魚コシヒカリというブランドをつけて、日本の米を、先ほど言ったように日本の米だと、この間行ったときは中国だと7,000円、日本円で約9万円です。こういうので、日本の米はいいから外国にして、外国の米を日本にするというふうにすれば、10キロで570円で食べられるわけね。今、消費者が食べておるのは、先ほど言ったように1キロ308円ですから、3,800円というふうになるわけね。だから、これだけ違う。TPPに参加することは、これからの農業に本当に大事なことだということもあるんですけども、農業を基幹産業と同じように、日本の米を外国にしてということをしないと、アメリカなんかだと、余分なことかわかりませんが、油なんかだと、自分とこで掘るんじゃなくて、サウジとかイラクなんかで買ってしたほうが安いわけやね。だから、そうやってしておるわけね。

それから次には、TPPに今参加しておる国は約11カ国というふうに聞いておりますが、やっぱりこれは自分自身がアジアの中、東南アジアの中でも悪いというのなら恐らく入らんわけね。だから、その中にはアメリカ主導だということも言われているんですけども、そうじゃなくて、やっぱり日本も参加のテーブルについて、そして日本の状況をきちっとして、こことこの部分だけは現在どおりに今の関税を認めてくださいと。この部分だけはやめてくださいよということで、この間調べましたら、韓国などだと、FTAだと6,176、中国がこの中に入っておるわけね。だから、そのあとの残りの分についてはいけませんよというふうであって、TPPをやるとかなりの利益にもなるし、それから国内の生産、発展についても、大企業の経営がよくなる。そうなれば、当然雇用もよくなる。原料が安くなったり、いろいろなことがある。だから、日本の1,000万の車がアメリカでは800万で売れるわけね。そのぐらい200万の関税をかけられると安くなるということですから、世界の車が日本に入っても同じような金額になりますけど、そういう中で、耕運機やいろんなものもあって、製造業が、本当に雇用が大事ということになると、やっぱり産業があって日本経済を支えておるわけ。農家があって日本ではないんだ。今は、先ほど言ったように国民生産のあれが480兆円ということでもありますから、国の借金は今1,085兆円ぐらいありますかね。ですから、もう生産量はかなり少ないということでもありますので、こういうのも含めて、やっぱりやっていただきたいということ。

それから、TPPによって、生活保護者、あるいは母子家族、生活の苦しい人、こういう

人なんかは、高齢者が2013年に約3,300万人というふうになっているんです。それから認知症の方が約300万人ということですから、農業者も弥富に今1,500人かおるわけでしょう。そうすると、そこの中の大体1割ぐらいだから、150人ぐらいが痴呆症であるということ。農業が大事でも、農業をやれないというのが現実なんだ。だから、こういうことをしないと、やっぱり一定テーブルについてやること。そうでないと、国の借金でも、今言ったように誰が負担をして、誰が保障するということなんです。

今、選挙が始まっておりますけれども、選挙では、自分が当選したいために、TPP反対、原発反対と言っているけれども、国会議員になりたい人がその意味がわからんわけね。だから、部長、この辺のところはちょっと聞いといていただき結構ですけども、例えばアメリカとかカナダなんかはシェルターガス、シェルターガスしておると、1トン当たり向こうで6万円とします。そうすると、これがTPPに入ると1万円で買えるわけ。市長もよく御存じのように、知多半島なんかだとメタン何とかいうやつを今掘っているわけね。メタンハイドレートというやつね。これはドライアイスみたいなもんであるんですけども、これもTPPになると、今度これを世界に売ることができるわけ。関税かけるね。私が言うのは、なぜこういうTPPが、私も事業をやっているから、市長もよくわかってみえる。なぜかという、サウジアラビア、中東から油を買うと、船で来ると約20日間かかります。その中にはペルシャ湾を通ったり、黒海を通ったり、紅海を通ります。紅海って紅の海ね。黒海は黒い海。というふうでありますけれども、こういうところを通ってくる。途中でソマリアとか、海賊船にとられて、途中で日本でもかなりの自衛隊、それからアメリカから、中国も今守っていただいております。TPPを早くやらないと、アメリカから日本が買うことができない。

今、FTAについては、アメリカがFTAに加入したところについては、液化天然ガスの供給を認めておるわけ。日本は入っていないから買えんわけです。早くすると、あなたはまだ生まれておらんかもわかりませんが、昭和48年には石油危機がありましたね。このときには、あの石油危機はたった10日ばかりなんです。市長なんかは会社へ勤めてみえたでよくわかってみえるけど、たった10日で紙とか石けんが全部買い占められた。このくらい危険というのは、日本経済がこれから子供さん、孫さんを守っていくためには、このくらい必要ということはやっぱり頭に入れておいていただかないと、ただ選挙に出たいから、原発は反対、それからTPPは反対。原発がどういうものでできておるかということ。

ただ原発というのは、加えて言いますけれども、これはプルトニウムの239、それからウランの238、これで核燃料を起こして蒸気をつくってやるわけですね。こういう中でしておるんですけども、ただかかるのね。電気は1キロワット大体7円から8円ぐらい。ただそれにする国民の負担が大体5円から7円ぐらいかかりますね。計算をすると大体火力と同じ

ぐらい。そういうことも含めてこれからしないと、米だけの産業で日本が、今の生活保護者、あるいは高齢者の3,300万人を守ることはなかなかできない。こういうことも含めてやっぱりやっていただかないと、日本の経済というのは本当に成り立たんじゃないかなというふうに思っております。

市長、この面について、最終的に弥富の米も海外のブランドの米というふうに一遍したらどうですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） まず最初に大原議員にお断り申し上げて、おわびしなきゃいかんわけでございますが、農政問題等につきまして、私どもの職員の知識の不足というようなことで議論がかみ合わないわけでございます。その点につきまして大変申しわけございません。

しかしながら、議論がかみ合うようにするにはどうしたらいいかということにつきまして、また議会運営委員会等で御指導もいただき、また協議もさせていただきたいなというふうに思っております。そうした形の中でおわびをするわけでございます。

T P P問題につきましては、大原議員おっしゃるとおりでございますして、今の衆議院選挙の中において大きな争点にもなっているというふうに私も自覚しているところでございます。私も、大原議員と基本的には一緒です。T P Pのテーブルにまずつくべきだということです。T P Pの分野においては、非常に大きな分野、たくさんの分野がございます。しかし、まずこのテーブルについて、どのような形の中で日本の主張をしていくかということは大変重要なことであろうというふうに思っております。

日本の内需の拡大ということにつきましても、もう今限界が来ている。そういうような状況の中で、アジアの経済ブロックの中に参加し、あるいはA S E A Nプラス3とかプラス6という形の、インド、オーストラリア、ニュージーランドというような状況の中での日本の産業の競争力のあり方というのは、私は大変大きなものがあるだろうというふうに思っております。しかしながら、農業問題につきましては、しっかりと精査をしていかなきゃならないというふうに思っております。

それは、先ほど開発部長が申しましたように、食の安全であるとか、あるいは日本の農業における競争力がまだまだ不足している。そういう状況の中で、アメリカ、オーストラリアの農業行政というのは大変なものがあるということを私たちは理解をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。しかしながら、しっかりとそういう場において、農政問題につきましても自分たちの意見を申し上げていくということが大事だろうというふうに思っております。

今、11カ国が参加し、来年の12月の末には基本的な交渉の妥結が見られるというような段階まで来ました。そういうようなところにおいて、農業問題につきましては、例外なき関税

の撤廃ということになりますと、これは大変厳しい問題があるということも私としては自覚しているところでございます。そんなことで、ＴＰＰの問題につきまして、私の意見を申し述べさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、市長が言われたとおり、やっぱり菓子とかしょうゆとか、子供さんが食べる、そういうものに対してもアメリカの米を使っておるわけなんだ。危ないものなら、しょうゆとか、みそとか、お菓子とか、家畜に食べさせちゃだめなんですね。こういうのを含めて、これから、今、市長が言われましたから、やっぱり日本経済、それから次世代の子供さん、お孫さんが本当にこの日本に住んでよかった。日本で働きたいというものをつくるためには、やっぱり農業も大事ですけれども、農業の歯車というのは、やっぱり基幹産業、これが一番大事だと思いますので、これについては終わらせていただいて、3点目ですけれども、生活保護者ね。生活保護者は今何世帯で、それから母子家庭は何世帯ありますか、今。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

生活保護世帯でございますが、今年4月で170世帯256人でございます。12月現在で172世帯252人でございます。

扶養手当の受給をしてみえる方につきましては、本年4月1日現在で254名、11月1日現在で276名となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） これだけおるということは、やっぱり弥富市の中でも本当に生活がえらいという方でしてみえるわけね。生活保護でも、全国的に見るとちょっと悪質な人が見えるわけだから、市側も、市長、やっぱり生活保護も国の制度で憲法25条に定めてありますから当然守ってあげないかんわけですけれども、できたら、職員ではなくて、職員ですと一般質問をやられると職員が困ってしまうから、警察官のOBとか、会社の委託、そういう方をお願いするということも、これから生活保護を食いとめる一つのポイントになるので、それも検討してください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に武田正樹議員、お願いします。

16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、大きく1点について質問したいと思います。

最初に、議長のお許しを得ましたので、防災対策の現状とこれからの課題について質問したいと思います。

東日本大震災から1年9カ月が経過しましたが、つい最近も12月7日午後にも東北、関東地方でマグニチュード7.3の地震が発生しました。気象庁は、宮城県に津波警報、青森県太平洋沿岸、岩手県、福島県、茨城県に津波注意報を出し、宮城県石巻市鮎川では1メートルの津波を観測しました。青森、岩手、宮城各県の沿岸自治体は避難指示や勧告を出し、宮城県で約1万8,000人、岩手県では約5,500人が一時避難しました。全国の自治体が防災、減災に対する取り組みを行っているさなかの発生であります。

また、ことし、2012年3月に南海トラフ巨大地震モデル検討会の推計が公表され、考え得る最大規模の地震が引き起こす震度分布と津波の高さはこれまでの予測を大きく上回ったものです。特に津波については、東日本大震災を教訓に対策を強化しているやさきの想定の上積みであり、対応に苦慮されていると思います。

その中で、現在、防災対策としてどこまで取り組みが進んでいるのか、進捗状況と今後問題にすべき課題について質問したいと思います。

まず最初に、防潮堤、堤防の改修状況と今後の整備予定についてお伺いします。

ことし3月の一般質問の折、防波堤については整備後50年が経過し、劣化が進んでおり、国の第3次補正予算に高潮防潮堤の整備費1億2,000万円、GPS波浪計に3,000万円の予算がつき、早期着工に向けて要望していきますと答弁をいただきました。現在の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

さらに、次にもう1点、次に鍋田海岸堤についてお伺いします。

全長7キロのうち4.1キロの区間で液状化による崩壊の危険性があると指摘されていると聞いております。現在までの改修状況と今後の予定についてお伺いいたします。また、この改修が新たな想定にも対応できるのか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まずは防波堤とGPSの波浪計についてのお答えをしたいと思います。

10月30日の新聞報道でございましたけれども、国土交通省によれば、平成26年度完成を目指しまして、名古屋港の高潮防波堤の高さをNP8メートル これはTP、海拔換算で6.59メートルでございますけど にかさ上げして、最大級の津波に対しても海上部区間においては津波が越流せず、その他の区間においても、直背後の埋立地と一体になることにより津波が越流しないようになるように計画されております。

また、GPS波浪計につきましては、平成25年夏には運用開始になる予定となっております。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） 農政課のほうで、鍋田海岸堤の改修状況と今後の整備予定につい

て御答弁させていただきます。

鍋田海岸堤防につきましては、延長は約7キロとなっております。愛知県によりますと、地震に伴う液状化調査の結果、このうち4.1キロの区間で被害があるといたしまして、平成8年度から順次液状化の対策工事が実施されております。

工事につきましては、調査結果より被害が大きいと考えられる区間から順次採択及び施工がなされておりました、平成23年度までに2.9キロが完了したと聞いております。未完了区間につきましては、事業採択され、施工待ちの区間が約0.5キロ、事業採択待ちの区間が0.7キロとなっております。採択待ちとなっております区間は、日光川下流浄化センターの南東付近となります。工事も順次進んでおりますことから、市といたしましても、この区間の早期採択及び早期対策を県に要望していきたいと考えております。

また、東日本大震災の発生以降、耐震基準の見直しの話も聞こえてきております。見直し基準による検証の結果によりますと、今後、対象延長の変更などの可能性もあると聞いておりますので、今後とも県と連絡を密にしまして、情報収集に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 後半のほうについて、再度少し質問させていただきます。

先ほど2.9キロメートルについて改修が進んできているという話でしたが、その辺について少し細かく教えていただきたいと思っております。特に、たしかサンドパイル工法とかいう形のもので液状化防止工事に入っていると思っておりますけれども、この工事について、少し説明していただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安君） 施工済みの2.9キロということでございますけれども、先ほど申しましたように施工主が愛知県ということでございまして、その辺の詳しい情報ですとか、工事内容についてはちょっと把握しておりませんので、また御連絡させていただきます。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 私も鍋田地域に住んでおりますので、鍋田の海岸堤防というのは非常に重要なものだと思っております。まして、今、工事がこうやって進められておりますので非常にありがたいんですけれども、やっぱり工事区間が残っているというところと、それから未採択部分もあると伺っております。この未採択部分についてはどうされるおつもりなのか、それについても、もしわかればお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安君） 未採択部分についてでございますけれども、先ほど申しましたように、市といたしましてもこの区間の早期採択がされますように県に要望していくというこ



とでおりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） くれぐれも県・国のほうに要望していただきますようお願いいたします。

次に、排水対策の現状と整備予定についてお伺ひしたいと思います。

この質問についても3月議会で質問させていただきました。その際、次のような答弁をいただいております。施設の改修事業といたしまして、県営の湛水防除事業におきましては、鍋田南部排水機場の更新及び大神場排水機場の更新、孫宝排水機場においては更新が終わり、場内整備に入っている。県営の緊急農地防災事業においては、稲元排水機場の整備を平成27年度の完成を目指して進めているという答弁をいただきました。

それに、この補助基準として、私も予算案から見せていただいたんですけど、鍋田2期地区、新孫宝地区については国・県で90%、市が10%、そして大神場地区については国・県が85%、市が15%、稲元地区では県85%、市15%だと聞いております。実際のところ、現在までのこの進捗状況、そして鍋田2期地区、新孫宝地区、大分終了予定も迫ってきていると思っておりますけれども、経過状況はどうなっているのか。

また、もう1点お伺ひしたいのは、市が15%、そして10%の負担をしていただいております。国・県についても負担をかなり、85%から90%の負担をしていただいております。これから先もこの状態が続いてほしいと私は思っているのですが、それもこれから先、先ほど市長のほうからお話がありましたが、予算が厳しい状態になっております。その中で、これからも続けていただけるのか、その辺についてもお伺ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） まず排水対策の現状と整備予定ということでございますが、現在、弥富市内では8つの排水機場にて大小合わせて25台のポンプで日々排水が行われております。

現在の排水機場の整備状況と完了予定でございますけれども、既に稼働しております新孫宝排水機場が本年度の完了となります。また、大神場の第1排水機場が平成25年度に、稲元排水機場及び鍋田南部排水機場が平成27年度に更新完了となります。

今後の整備予定としましては、平成25年度に末広第2排水機場、平成26年度に松名排水機場、それぞれの排水機場のポンプのオーバーホールを予定しております。

新たに更新されたものを含みますこれらの施設は、弥富市といたしましても、今後適切な管理による施設の長寿命化を図るとともに、適切な時期に更新が行えるよう関係機関と調整を行っていきたくと考えております。

また、補助率の関係でございますけれども、補助率についても、少なくとも今の現状が保たれますように、また県のほうにも要望していきたくと考えております。以上です。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 市の予算も厳しい、そして国・県も厳しい。その中で、ぜひともこれ、終了まで予算を続けていただきたいと思います。

そして次に、近年、短時間の豪雨とされる1時間降水量50ミリ以上の非常に激しい雨の発生回数が増加傾向を見せております。アメダスで見た短時間豪雨発生回数によると、1976年から86年では年間発生回数が平均で168回あります。1987年から98年では平均で195回、1999年から2010年では平均で226回となっております。増加傾向にあるということです。ゲリラ豪雨ばかりでなくて、温暖化の影響で猛烈な強さを持つスーパー台風の被害も懸念されております。豪雨や台風というのは、土砂災害、河川の氾濫、住宅や農地への浸水などの災害を引き起こします。この災害を未然に防ぐためにも排水対策は大変重要な課題であります。

3月議会において、排水路の機能としては、防災面からも大変重要な施設であり、排水路の改修、新設によって排水能力の増強を図り、湛水被害の発生を未然に防止し、市民が安全・安心に生活できるよう進めていきたいと答弁をいただいております。

現在取り組まれている改修状況、そして今後取り組まれる排水路の改修状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきました排水機場と密接に関係します排水路の改修状況と今後の予定についてでございます。

まず、愛知県における工事といたしましては、湛水防除事業鍋田2期地区にて、西尾張中央道の西側にあります幹線排水路と末広川排水路の改修が行われておりまして、これは平成27年度に完了となります。

緊急農地防災事業八穂3期地区にて、境、鍋田の間にあります昔の海岸堤防の近くで排水路及び樋門の改修が行われております。現在の地区といたしましては、本年度が完了でございますけれども、工事としては、引き続き八穂4期地区にて引き継がれる予定でございます。

新規予定といたしましては、緊急農地防災事業鎌島地区にて芝井川の護岸改修の要望がされておりまして、平成25年の新規採択事業となるよう関係機関と調整しております。

次に、弥富市が行っております工事といたしましては、周辺対策事業におきまして、本年度狐地、操出、東末広、三稲地内におきまして排水路の改修が行われております。内容といたしましては、排水障害を改善するための既設水路の補修や底張りとなります。

続きまして、十四山土地改良区が行っております工事といたしましては、基盤整備事業にて六箇地内の排水路改修が行われておりまして、これは平成27年度の完了となっております。

御指摘をいただきましたように、地区の湛水被害を解消するためには、排水機場と排水路

が一体となりまして効率のよい排水を行う必要があります。弥富市といたしましても、防災、減災を念頭に、県、土地改良区と連携いたしまして、引き続き排水障害の解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） これから新規に採択される事業もあります。そして、今継続中の事業もありますので、くれぐれも今後とも継続事業として、また新規に採択していただく事業につきましては、ぜひとも最後の完成までよろしくお願いいたします。

次に、津波避難計画についてお伺いいたします。ついでに、緊急時避難場所と避難路の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

先日、総務省の消防庁の調査によると、10月1日時点で東日本大震災後の津波からの避難手順を住民に示す津波避難計画を新たに作成、または修正して、対応済みなのは全国で11%の54市町村にとどまっており、計画の新規作成を検討している市町村が53%、修正を検討が22%、作成予定がないと回答したのが12%。震災前には計画がなかった市町村は全国で74%だったと新聞紙上にはあります。

そこで、弥富市の津波避難計画についてお伺いします。現在の津波避難計画はどうなっているのか、お伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 議員も御承知だと思いますけれども、本年8月29日に内閣府が発表した南海トラフの巨大地震では、弥富市では震度6強、最大津波高4メートル、津波の到達予定時間は最短で87分となっております。秋ごろには被害額などの想定が発表される予定でしたが、作業がおくれているため、今に発表されていないのが現状でございます。

その結果をもって、県が市町村単位の災害予想を立てることになっております。早くても25年6月に発表される予定となっております。

津波災害警戒区域等については県が公示することになっております。現在ではしっかりした津波避難計画は立てられないというような状況となっております。

市としましての避難計画は、県の想定が発表された後になりますが、御存じのように津波・高潮緊急避難場所の指定を進めており、現在38カ所を指定しております。

それとは別になりますけれども、消防庁が津波対策推進マニュアル検討会を設置しております。マニュアルの改定作業が行われております。その一環として、全国で徳島県の海陽町と弥富市の2地区がモデル地区となり、富士常葉大学の重川教授、名古屋气象台、名古屋港湾事務所、木曽川下流事務所や地元の各種団体などが構成員となり、4回のワークショップを開催しています。弥富市内の6カ所で避難経路などを検討して、避難訓練を行います。この結果がこの地方、弥富の避難計画の策定に大いに参考になると考えております。以上で

ございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 避難計画について、平成25年6月にならないと県のほうがはっきりした数字が出ないという話でしたが、想定では、弥富市において震度6強、そして津波の高さは4メートルという話です。実際これについて、私も3月議会においてもいろいろ質問させていただきました。そして、3月議会の折に、1地域に1カ所の避難所の設置を要望いたしました。そのときに、市全体としては不足しております。今後建設される公共施設に防災機能を持たせることも必要だと考えていると答弁をいただいております。

まず市として、緊急避難所というのは、市の防災上ではどのような位置づけにされているものなのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 緊急避難所というところは1次避難所、とりあえず避難する。そこで、居住する場所ではないというふうに考えております。ですから、例えば津波が起こったときに、とにかくそこに逃げれば命が助かるといったものを想定しております。

それで、先ほどの想定の中で、津波4メートルという話もありました。それで、県のほうの数値が出ないことにははっきりした計画を立てにくいというお話をさせていただいております。これは、現実に今、南海トラフの関係の8月29日のものにしましても、非常に極端な例の想定がされております。全く堤防に支障がない場合については、ほとんど津波の被害はない。また、一番ひどい場合ですと、地震の3分後に全ての堤防が機能しなくなって、そこに水が入ってくるというような形になっています。水の到着につきましても、今、87分という話をさせていただきましたけれども、実際に陸上に上がる段階では、浸水するまでの時間としては数時間かかるといったような想定もでございます。そういったものを見きわめながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 先ほどのお話ですと、やっぱり緊急避難所というのは、防災上では非常に重要なものだというようなお話だと思います。私もそう思っております。

ただし、実際のところ、栄南地区においては建設中、集会所という形のものが建設されておりますし、十四山地区においても予定があると聞いております。ただし、大藤地区においては、緊急避難所というものが非常に少ないと思っております。そして、学区内には高速道路も通っておりません。どうかぜひとも大藤地区においても緊急避難所の設置をお願いしたいなと思っております。

そして、私、3月議会においては1集落に1カ所の緊急避難所を要望しておりました。予算の関係もあると思います。そこが無理だという形の返答もいただいておりますので、一歩

譲歩いたしまして、2集落に1カ所の避難所という形の緊急避難所の設置をお願いしたいな  
と思っております。どう考えてみえるかどうか、御返答をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 武田議員にお答え申し上げます。

きょうで3・11の東日本大震災以来1年9カ月たつわけでございます。まさにきょうが、  
3月11日からすると1年9カ月がたつわけです。この間、私たちは、防災、減災ということ  
につきまして、議会の皆さん、そして市民の皆様から多くの御意見、こうあるべきではない  
かというような御示唆もいただきながら、きょうまで来ているわけでございます。

いずれにいたしましても、人の命、財産を守るという形の中では、我々の環境は余りにも  
厳し過ぎるということは今までの中でもお話をさせていただきました。そういう状況の中で、  
やはり財政との兼ね合いがどうしても、申しわけございませんけれどもあるわけございま  
す。優先順位としては非常に高く、私としては位置づけさせていただいておりますし、議会  
の皆様方も同じ考えだというふうに思っております。今回は、平成24年度には栄南学区、そ  
して25年には十四山地区というふうな形で順次拡大をしていきたいというふうに思ってお  
ります。いま一度、それぞれの地域における共助、あるいは公助という形の中で、我々も精査  
させていただきますので、どうぞよろしく御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 予算上、大変厳しいことは私も重々承知しております。先ほど市長  
のほうからお話がありましたこともわかります。ただし、大藤学区内においては範囲がある  
程度あります。そして、一般の健常者ですと、避難するまでの時間もある程度少なく済む  
と思いますが、災害弱者と言われる障害者、それから高齢者の方にとっては、ある程度近い  
ところに避難所というのはぜひとも欲しいなと思っております。今後、なるべく早い時期に  
再度考えていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくをお願いいたします。

そして次に、先ほど少しお話がありました緊急時の避難路についてお伺いいたします。

今取り組んでみえるという形が6カ所あるというお話でしたが、具体的にはどういう形の  
ものがつくられているのか、少し説明ができれば、よろしくをお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど申し上げました津波対策推進マニュアル検討会のモデ  
ル地区という形でございますけれども、4回のワークショップを予定しております。弥富市  
内4回でございます。先週の金曜日に第2回が終わりまして、その段階でタウンウォッチ  
ングということで、これは集落を各学区ごとに1カ所選定させていただいております。議員の  
学区ですと、森津と大藤台が共同でという形に取り組んでいただいております。

それで、金曜日の段階ですと、弥富中学校を避難場所という形で設定して、そこまでの道

の点検ですね。ここが危ないとかというものをさせていただいて、地図上に落としていただくという作業を金曜日にやっていただきました。その結果をもちまして、今月の22日でございますけれども、実際の避難路というのを地図上に落として考えていく。問題点を洗い出すといったことをやる予定にしております。

そして、最後に1月19日になりますけど、そのときに実際に各集落の中の住民の方に集まらせていただいて、その方々に実際に歩いていただいて、その後、ワーキングのグループがありますので、そのグループの方たちと反省会をします。そして、実際の避難のことについて再度検討するといった形の4回になっております。

これは各学区それぞれやっておりまして、白鳥学区ですと前ヶ平地区、それから弥生学区ですと海老江地区、桜学区ですと前ヶ須地区、栄南地区ですと鍋田干拓ですね。それから十四山地区ですと鮫ヶ地の6地域でやっていただいておりますという形になっております。おのおの、今言いましたようなことをやっていただいております。1月19日には最終の避難訓練を行うといったことになっております。以上です。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 1月19日に完成予定ということですね。やがてそれは避難路マップという形のもので作成され、例えば弥富市全域に全戸配布されるとか、そういうことはあるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） これは、あくまでもその地域の避難場所という形の考え方をしています。同じ大藤学区におきましても、例えば稲元と森津では全然避難経路等が違う話になります。ですから、まずそういったことを経験して、非常に参考になる話ではありますけれども、最終的に非常に低い地域での避難をどのようにするかという国の一つのマニュアルをつくるためのものという形で考えております。個々の作成した地図等につきましてはごらんいただくことはできますけど、それを各世帯に配るといったことは現在は考えておりません。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 各世帯に配らないという形になると、確かに6カ所の地域についてはそれは有効だと思うんですけども、例えば弥富市全域でつくっていただくという形というのはないものでしょうかね。実際に避難路というのは、確かに一番大事なものだと思うんですけども、緊急時避難場所というのは、それに向かって避難路をつくるということはぜひとも大事なものだと思っておるんですけども、今の回答ですと、6カ所の方のみのものである形の返答でしたので、それについて、どうされるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今回のものにつきましては、先ほど言いましたけれども、国の事業のモデル地区という形になっております。そこで、いかにすれば避難路の策定ができるかというノウハウはこれでつかむことができました。それによって、例えば73地区ほどあると思いますけど、その地区おのおのものについて行うということは、市がつくるというのは非常に難しい話だと思います。ですから、現在でも、自主防災会の中におきましては、実際に自分たちで避難路を計画してやっていらっしゃる場所もあります。そういったところにつきまして、今後こういった形で避難経路というのをつくっていったほうがいいですよ。避難路というのは考えたほうがいいですよというような一つのノウハウの蓄積というような形の中で考えていただけたらと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 一つ要望しておきますけれども、確かに国の形でそういう要望があって、それを作成している一種のマニュアルみたいなものだと思うんですけども、やっぱり津波避難計画というのは、本来はある程度まで避難する避難路についてが一番重要なことだと思うんですけども、そういうことについて、これから市としてある程度、私も先日、ある資料を見せていただいたのは高知市、この辺の地域とはちょっと違いますけれども、高知市の津波避難計画についてちょっと拝見させていただきました。それについて見ると、ほとんどの地域で各学区でそれぞれに避難路が全て設定され、この地域の障害者について、ある程度どこまで逃げたらいいか。ましてや災害弱者と言われている障害者、そして高齢者の方がどこへ避難するかということまで設定され、そのときに見せていただいたのが、通常の健常者で毎秒1メートル、普通障害者については毎秒50センチという話のところまで設定されておりました。これがある程度、市として組み立てられないものなのかなあと私は思うんですけども、これから先、津波避難計画をつくっていただくときに、ある程度こういうことも考えていただいて、つくっていただきたいと思うんですけども、例えば各学区において、それをある程度やっていただくということも確かに重要かもしれません。全体として、市がある程度つくっていただくということも私はぜひとも必要だと思っておりますので、これはあくまで要望ですので、最後をお願いいたします。こういうこともお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、災害時における情報伝達の課題についてお伺いいたします。

同報無線、エリアメール、コミュニティFMの開局と、有効な伝達手段も整ってきましたが、この伝達手段をどのように活用されるのか、まずお伺いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 情報の伝達方法といたしましては、御存じのように平成19年、20年度に整備いたしました同報無線を初めといたしまして、現在、エリアメール、安心メール、ケーブルテレビのテロップ放送、市のホームページ、ツイッターで直接情報の伝達ができるようになっております。また、テレビ、ラジオの放送も、NHKを中心に、市から県に送る重要情報については、避難勧告、避難指示でございますけれども、そういったものについてはテロップが流れるようになっております。

10月の台風の折には、今言ったような情報網を全て使わせていただいて、マスメディアのほうは別になりますけど、今言いました直接知らせるものにつきましては、全て避難所の開設の案内をさせていただいております。

また、来年4月からになると思いますけれども、ミニFM、こういったものが開局される予定になっております。

情報の伝達というのは、やはり一つ一ついろいろなメリット・デメリットというか、長所短所があるかと思えます。そういったものをこのような形で、いろいろな形、複数のもので連絡をとれる状況をつくるといったことの中で、より多くの市民の方に情報が届くようにしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 新たにコミュニティFM、特にかなり広範囲で設定されておりますので、これを有効に活用していただくということは大変重要なことだと思いますし、これから役に立つと思っております。特にこういう災害時における伝達方法としては一番いいんじゃないかなと思っております。同報無線についても、エリアメールについてもそれぞれあると思うんですけれども、やっぱりこれ新しい形で、これからぜひとも有効に活用していただきたいなと思っております。

最後に、次に、これは私が先日、あるシンポジウムで伺ったお話ですので、これについて、ちょっと皆さんにお聞かせしたいなと思って、お話ししたいと思います。

最後、「稲むらの火」についてお尋ねいたします。

多分ここに出席されている皆さんの中にも、この話を御存じの方がいると思います。この話は、昭和12年から昭和22年までの国定教科書である尋常小学校5年生用に掲載されたものです。私も、お恥ずかしい話ですが先日までこの話を知りませんでした。

こんな逸話もあります。2005年1月にインド洋大津波を受けてジャカルタで開催された東南アジア諸国連合緊急首脳会議で、シンガポールのリ・シェンロン首相が当時の小泉純一郎総理に、日本では小学校教科書に「稲むらの火」という話があって、子供のときから津波対策を教えているというが、それは事実かと尋ねられました。しかし、小泉総理は戦後世代なので、この話を知らなかった。後で文部科学省に照会したが、誰も知らなかったという話で



す。

最近、この「稲むらの火」が教科書に取り上げられたと聞いたのですが、事実でしょうか。  
議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 「稲むらの火」につきましては、23年度より小学校5年生の国語の教科書に、「百年後のふるさとを守る」として、物語の一部と、そのモデルになりました浜口儀兵衛の伝記が載っております。こちらのほうがそのコピーになっております。

「稲むらの火」の物語自体は史実とはかなり違うところもあるんですけども、その両方が載っているということで、非常にわかりやすいものになっております。

図書館等にも「稲むらの火」についての資料がございますので、必要に応じて防災教育にも役立ててまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 私が伺いしたのは、現在、小学校の教科書で取り上げられているかどうかということなんですけれども。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど申し上げましたように、23年より小学5年生の国語の教科書にということで取り上げられております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

この話というのは、私も先日初めて知りました。先ほど防災安全課長のほうから少し説明がありましたけれども、私、この話について、今後、防災教育の面、わざわざ小学校の国語の教科書に取り上げるというわけではなくても、防災教育の場として、ぜひともこれから活用していただきたいなと思っておりますので、少しだけお話しさせていただきます。

「稲むらの火」というのは、先ほどお話がありましたように浜口儀兵衛の史実に基づいているものです。実際とは異なる部分もありますけれども、これはある程度著者である小泉八雲の誤解に基づくものだそうです。史実と物語の違いは、五兵衛の犠牲的精神という主題と、小泉八雲による文章表現の美しさから、安政南海地震津波の記録としての正確性よりも、教材としての感銘が優先されたようです。

この「稲むらの火」について描かれておりませんが、儀兵衛の偉業は、災害に際して迅速な避難に貢献したことばかりではなく、被災後も将来再び同様の災害が起こることをおもんばかり、私財を投じて、防潮堤を築造したという事実にもあります。これにより、和歌山県広川町の中心部では、昭和の東南海・南海地震による津波に際して、被害を免れた経緯もあります。

今後、発生が予想される東南海・南海地震などでの津波災害に対する防災意識を喚起する

防災の教材として、今後考えていただけないでしょうか。どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど申し上げましたけれども、図書館等にも資料があるということがまず一つございます。それから、「稲むらの火」自体、これは県のホームページ等でも取り寄せることができますし、それに従った紙芝居というようなものも自由に取り出すことができるといったようなことになっておりますので、そういったものを使いながら、防災教育の一環という形で考えさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 最後に、この話を取り上げさせていただいたのには、一つには、理事者側にとっては公助ですが、実際この「稲むらの火」というのは、自助、共助の固まりみたいなものです。そして、情報伝達のあり方についてもある程度教えていただいているような話であります。もしこの中で興味がある方については、ぜひこの「稲むらの火」について、一度読んでいただくとありがたいなと思っております。

そして、今後とも、先ほど図書館の中でという話もありますけれども、防災の教材の一環として、こういうのも取り上げていただきたいなと思っております。ぜひとも今後とも、こういういろんな話を考えていただいて、そして、この弥富市の防災、自然災害に対する安全に対して、ぜひとも皆さんに協力していただいて、いろんな事業について、最後まで完成させていただきたいなと思っております。

これをもちまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は4時45分とします。

~~~~~

午後4時40分 休憩

午後4時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づいて一般質問する予定でした。しかし、天気の都合等がありますので、本日はこの程度にとどめ、あす、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二

